

# 平成26年塩尻市議会9月定例会

## 福祉教育委員会会議録

○日 時 平成26年9月2日（火） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

### ○審査事項

議案第 1 号 平成25年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中 歳出2款総務費中1項総務管理費  
14目人権推進費及び15目市民交流センター費、3款民生費（1項社会福祉費7目楡川保健  
福祉センター管理費、8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金  
事務費を除く）、5款労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

議案第 3 号 平成25年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 4 号 平成25年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第11号 塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

議案第12号 塩尻市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

議案第13号 塩尻市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例

議案第14号 塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

議案第15号 塩尻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

議案第16号 塩尻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

議案第18号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第23号 平成26年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）中 歳出3款民生費、10款教育費

議案第25号 平成26年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

陳情9月第1号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情

### ○出席委員

委員長	宮田 伸子 君	副委員長	鈴木 明子 君
委員	五味 東条 君	委員	務台 昭 君
委員	金田 興一 君	委員	中原 巳年男 君
委員	永田 公由 君		

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した理事者・職員

省略

○議会事務局職員

庶務係主事 高津 彬 君

---

午前9時59分 開会

○委員長 皆様、おはようございます。昨日に引き続き審査を行います。

---

議案第1号 平成25年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目人権推進費及び15目市民交流センター費、3款民生費（1項社会福祉費7目樽川保健福祉センター管理費、8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く）、5款労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

○委員長 昨日説明をいただきました教育費、社会教育費、青少年育成費から保健体育費までの質疑を行います。

○福祉課長 大変申しわけありません。昨日宿題となっておりましたふれあいセンター洗馬の入浴施設の入浴の実利用者数について、御報告させていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長 お願いします。

○福祉課長 平成24年度ですけれども1,361人、平成25年度1,246人です。

○委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆様から御質問、御意見ございませんでしょうか。

○五味東条委員 今の千何名っていう数字は、入浴に入った人ってこと。

○福祉課長 ふれあいセンター洗馬の利用者のうち、入浴者数2万5,000人余という数字をきのう御説明させていただいた、そのうち実際に入浴した実人数になります。ですので、同じ方が複数回入って2万5,000という利用者になっているということです。

○五味東条委員 だから、講座を受けなくて、直接入浴だけっていうのはわからないってことですか。

○福祉課長 そうです。

○永田公由委員 本洗馬歴史の里資料館についてちょっとお伺いしたいんですが、ここは、年間の開館日数ほどのくらいですか。

○平出博物館長 実日数、ちょっと今数えてありませんけれども、開館日は、金土日とそれから祝日になります。

○永田公由委員 この入館者数を見ると、1,000人を切ってるわけですね。928人という数字で、しかも嘱託職員を置いて年間維持費が約500万ちょっとかかっているというような状況の中で、果たしてこの資料館をこのまま継続していく必要があるのかどうかっていうのが、ちょっと疑問がわくんですね。例えば古田晁記念館なんかもそうですけど、あそこは臨時の職員で対応してるというようなことで、つくったものはもうしょうがないとしても、やはりその辺の経費の削減というようなことについては、当然検討していかないと。一方では、樽川地区のほうは臨時職員で十分対応できてるというようなことを考えた場合に、例えば年間の中で、春とか秋とかっていうような季節限定とか、そういったような、何て言うんですかね、開館の仕方っていうのも検討されるべきでないかと思うんだけど、どうですか、部長。

○生涯学習部長 確かに委員御指摘の部分もございます。例えば、この金土日だけでなくですね、場合によっ

ては平出博物館のほうにもこの職員がですね、来てお手伝いをしたりとかしてる部分も現実にはあります。ただ、委員御指摘のようにですね、それは冬場とかですね、かなり来館者が少ないというときもございますので、今言った御提言のほうについては検討してまいりたいというふうに考えております。

○永田公由委員 ちょっと違うほうで。市営プールの関係で、ウォーター、257ページ。これ、耐震診断されたということですけど、たしか最近のニュースで、これにのって指を切断したというような事故があったという報道があったんですけど、その辺についてはあれですか、検査とか点検はされてますか。要は、継ぎ目で指を挟んで切って、大騒ぎになったという事故があったんですよね。

○スポーツ振興課長 事故のあったスライダーはですね、チューブ型でチューブをつないでる形のものでして、小坂田のものは、本当にストレートのすべり台だけになりますので、途中の継ぎ目というのはない状況のもので、直接そういう事故には影響はないかと思いますが、監視も含めまして毎日目視で点検等はやっておりますので。そういった形で対応しております。

○永田公由委員 わかりました。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。じゃあちょっと、私から1つお願いします。

243ページの青少年育成費のところの説明があったと思うんですが、有害図書等の自販機がまだ市内に7台あって、それに対して現在何か進展があるのか、何か交渉してそれを撤去していただくような動きをされてるか、もう少し詳しくお聞かせください。

○こども課長 ただいま御指摘いただいた件ですけれども、実際に分水嶺のところですね、7台ございまして、監視する中でですね、中に入っている、例えばパンツの穴ってというようなですね、商品名で商品が入っているわけですね。そういうものが本当に該当するのかわからないのかというようなところが、その後ございまして、実際にそういう商品が、実際に買って中を見てみても抵触はしない。だけれども、どう考えてもですね、有害としか言いようがないと言いますかね、もちろんそういう嗜好者もいらっしゃるわけですけれども、そういう青少年にとっていい環境をつくる中ではですね、必要がないものというものについては排除していかなくちゃいけないというのが基本的な姿勢であります。パトロールする中でですね、そういう新しい商品が入ったりしたときにですね、その設置者のほうにこちらのほうからですね、電話をかけて、これの売れぐあいはどうなんだみたいな話をしながらですね、こんなもの、いつまで売っててもしょうがないよというようなことで、やめたらどうだっていうようなことをですね、補導センターの、うちは昨日も指導員が1人常駐してらるってふうにお話ししましたけれども、警察OBをいつもそこに充ててるものですから、そのノウハウといいますかね、そういうところで相手の方と話をしてですね、ちょっと中を入れかえたりするとですね、そういう電話が来るってということで、心理的にですね、あそこのところはちょっと監視されていてっていうものは与えつつ、何とか1台でもですね、減らすよというふうにお話をさせていただいているということでございます。

○委員長 ぜひ引き続き撤去へ向けてお願いしたいと思います。2月の大雪のとき、私、何回か、こんなときは人来ないかなというふうになんかちょっと思って、見には行ったんですが、ちゃんと自販機まで足跡があり、その後行ったときは、きれいにちゃんと買いに行けるところまで通路が除雪までされていたので、やはり利用者の方がいらっしゃるのわかるんですが、ぜひ撤去へ向けてのほうをお願いしたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

○五味東条委員 245ページのやさしく女と男推進事業の女性相談報酬1人分で132万という数字が出てるんだけど、1人でこっだけ支払ってどういうことやっているか、ちょっと高いような気がするんですけど。

○男女共同参画・人権課長 週3回ですね、相談業務をしている臨時職員のな者への報酬ということですけども。

○五味東条委員 週3回来て、年間132万支払ってるわけだね。1人に。こういうようなあれですか、毎年こういうことやるってことですか。

○男女共同参画・人権課長 はい。こういった形で女性相談員を設けて相談業務に当たっております。

○五味東条委員 年間だでな。どういような相談をしてるわけですか、例えば、内容は。

○男女共同参画・人権課長 主は女性の方向きの相談業務になりますけども、家庭のいろんな悩み事っていうんですかねとか、御近所っていう方もありますけども、そういったこと。それから、今年度からはDV被害の方の相談のほうもやるようになってます。以上です。

○副委員長 今の相談業務の関係ですけども、DVの相談やなんかを受けるようになったっていうことですが、それは今年度からっていうことですよ。そうすると、この決算にかかわってはあれなんですけども、実際にこの週3回の相談日っていうのを利用しての方たちの実際の相談件数とか実績とかっていうのがわかれば教えていただきたいなと思えます。

○男女共同参画係長 昨年の女性相談につきましては、193件ございまして、面談につきましては46件ございました。DVにかかわる相談につきましても14件あったという状況でございます。以上です。

○副委員長 そういう実績に基づいて、今年度からDV相談についてもそこで、窓口としてこちらで扱うということになったということの理解でいいですか。

○男女共同参画・人権課長 DVの関係の相談窓口は、福祉課のほうに今までありました。ちょっと私もことしからで、細かくはあれなんですけど、たまたま退職という時期もその方があったようですし、同じ女性向きの相談窓口ということでこちらのほうで一括と言いますかね、窓口を1本にしてやろうということで、ことしからうちのほうでやるようになっております。

○副委員長 249ページの町並み保存推進事業の関係ですけども、きのうの説明のところ、保存会などがつくられて活動をされているということもお聞きしたわけなんですけども、やっぱりこういう重伝建地区に住む皆さんにこの事業や何かについて理解を深く持っていただいて、積極的な形で保存事業に参加していただかっていうのが理想だと思うんですけども、もう少し活動についてお話いただければと思います。

○専門幹 一例、木曾平沢を例にとらせていただいて御説明したいと思います。保存会には4つの部会がございまして、総務を扱うようなので景観部会という部会を持っております。そしてまた女性部会、防災部会、広報部会という4つの部会、それぞれが名のとりの活動をしておるわけですが、特に家のことになると、女性が家を守るということがやはりこの町並み保存に大きな要素として占められておまして、女性の皆さんは、残った3部会にそれぞれ2名ずつ参加をされて、それらを持ち寄って女性部会で全体に3つの部会で話されたことを報告するようなことでフィードバックされているということでもあります。特に景観部会は総務的な扱いで、現状変更、こういうふうな模様がえをさせていただか、あるいは形状を変えたいというような場合に、私どものところへ伝わる前にですね、この保存会のところにも申し出をするということで、町並みは地域を挙げて守るといふよ

うな活動をされております。このように、町並み保存ということは、単なる1指定という、ほかの文化財とちょっと違いまして、全体の住民の皆さんを挙げて守っていくという活動になりますので、保存会が必要かと、そのように考えております。

○副委員長 わかりました。平沢の今、例を言っていたんですけど、平沢の全戸が対象になってそういった保存会活動をしているっていうふうな理解でいいですか。

○専門幹 はい、全戸そのように入られて、その中で役員を決められると、そんなような形です。

○副委員長 わかりました。

○永田公由委員 6月でしたかね、福祉教育委員会で見させていただいた手塚家ですか。あそこはどういった形で開館してるんです。

○専門幹 手塚家住宅におきましては、奈良井伝建地区内における特定物件であると同時に、それ自体、手塚家住宅自体が国の重要文化財ということであります。その手塚家さんにおきまして、あれは行政が関与するのではなくて個人住宅でありますので中村邸とはちょっと違った形で、手塚家さんが公開をするということで、料金をいただきながらやっていたいております。

○永田公由委員 そうすると、向こうの都合というか、希望者があつたりとか、何かあればあけるということで、季節的にあけるとかということはないわけですか。

○専門幹 奥様がですね、御高齢の奥様がちょっと病気がちだったときには閉館というようなことが多少ありましたが、今、長男の息子さんがですね、こちらのほうへ帰られてほぼ毎日のように開館状態になりましたので、今までの御迷惑かけた部分は解消されたかと思っております。

○永田公由委員 あそこを見させてもらってね、お宝鑑定に出したら何百万クラスのがごろごろしてたもんでね、ぜひね、奈良井の中の目玉になり得るようなね、趣味のある人からするとね、立派な物が幾つもありますので、ぜひ渡邊専門幹も協力してやって、いいあれにしてください。方向にもって行ってください。

○専門幹 教育ということであらず、お手伝いをさせていただくように心がけたいと思います。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。ちょっと私から1つ。

245ページの古文書室の運営事業に関してなんですが、この古文書室の利用ルール等はどうなってるのか。一般の方とかが何か問い合わせで使えるようになっているのか、中には入れるのかとか、そのあたりを詳しくお聞かせください。

○専門幹 古文書室におきましては、水曜日と金曜日、2日間において公開をするということになっておりまして、10時から4時までという時間であります。そこに臨時の作業の方が作業しながらいていただいて、そして必要ならば、私ども文化財係が上がって行ってというようなことで対応させていただいております。古文書室という名のおりですね、古文書というものは謹製文書を指して、それを収集し、それらを保存し活用するというような目的で部屋として対応させていただいておりますが、それぞれ18の家の目録をつくってございまして、古文書目録で、その目録を見ていただいて何番のこれを見たいということになれば、それらの分類したものを持ってきて古文書室内のテーブルでそれを公開させていただくと、そのような形で公開ということになっております。あくまでも謹製文書の範疇で活動させていただいております。以上です。

○委員長 ありがとうございます。ここの部屋の奥のほうに絵本がたくさんあったんですけど、それはどこが

管理されてるのでしょうか。

○**専門幹** あれはですね、行政文書の関係、あるいは市史編纂の当時に集められたようなものと聞いておりますが、その部分は庶務課のほうで対応していただいております。

○**委員長** 私も先日、塩尻市の編纂資料を見たいということでちょっと見せていただきに行ったんですが、たくさん資料もあって、古文書のほうも作業員の方が整理をされて、いつでも公開できるようにはなってるようなんですが、なかなか一般の方は御存じないというのと、あと学校の授業なんかでも利用してもらえるといいなと思うんですが、塩尻四宿400年祭、今回あって、それを授業に取り入れる際に、ある先生はそこに資料を探しに行ったというお話も聞いているので、そうした活用ができると思うんですが、学校のほうで先生方はそういうところに資料があるとかってというのは、御存じなんでしょうか。

○**専門幹** まず初めに、学校の先生たちが御存じかというところでございますが、今度の400年祭の折にもそれぞれの学校で400年、それぞれ宿場を持つような学校の先生がお見えになった例もございますし、また、うちの文化財保護審議委員になられている先生もそれらをアピールしてもらいまして、学校の場面で使われることも多いと考えております。

また、先ほどちょっと答弁漏れしたかと思いますが、総数、利用者の総数といたしましてはですね、年間30名、40名という大変少ない数にお思われかと思いますが、中央公民館等が古文書講座等を行うときには、必ずこの古文書室の古文書を使われるということでありまして、古文書講座は28人の方が10回行うということで、そこで280人。また、自主講座というような形で13名の方が8回ということで104人ということでありまして、そこでですね、約400人近くの人数の方が見ていただいている。また、先ほど来の400年祭の関係におきまして4宿の方々それぞれおいでいただいて中を見る。全く個人的にですね、古文書に興味のある方がおいでいただく。そのようなことを含めると、そのような40、50の人数ではございませんで、1,000人に近い方が多用されるかと思えます。また、学校の授業につきましては、個々にですね、古文書を貸し出すというわけにはなかなかまいりませんので、それぞれの先生方の御協力によりまして写真なんかで撮影していただいて、大きな画像としてですね、映像として持って行っていただくようなことを考えて、やらせていただきました。以上です。

○**委員長** ありがとうございます。ぜひ多くの方に活用していただけるようにお願いしたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

○**永田公由委員** 243ページの青少年育成事業の関係でお願いしたいんですが、決算説明資料のほうでは、補導員の地道な活動により少年非行が減少傾向にあるということですが、市内の非行少年の検挙数と言いますか、それ、24、25の比較で、もし出たら教えてもらいたいんですけど。

○**こども課長** 後ほど出させていただきます、済みません。

○**永田公由委員** それと、青少年健全育成事業補助金という形で490万出てますけども、この内訳も、もしわかかったら一緒に出してほしいと思いますが。

○**こども課長** 一緒に出すようにいたします。

○**委員長** ほかにございませんでしょうか。そうしましたら、昨日説明を受けた全てにおいて、もし聞き漏れ等ございましたら質疑お願いします。

じゃあ、私からお願いします。ページがわからない、ごめんなさい。CAPについてお伺いしたいと思います。  
133ページですね、CAP研修委託料です。卒業までにどこかの学年で受けられるようにされているということだったんですが、それはもう全校全て完了されたってことでしょうか。

○**家庭支援室長** CAP研修につきましては、3、4、5の学年で3年に1回ごと回るようにしてありますので、小学校卒業するまでには、1回は受講をしていただくというような形で計画をしております。

○**委員長** それは今後も続けられるということですね、継続をされるということですか。

○**家庭支援室長** 計画どおり進めてまいりたいというふうに考えております。

○**委員長** 以前の委員会で話が出ていたと思うんですが、小学校卒業までに1度受けても、また中学校で、そのCAP研修というのは対象によって、幼児があったり、小学生があったりって年齢に応じてやっているんで、1度だけではなくて、中学校の間にもう1回受けられるような機会はないかということで検討をしていただいたと思うんですが、どのようになってますでしょうか。

○**家庭支援室長** 現在ですね、小学校で今、対応してるものですから、中学についてはですね、今のところちょっとすぐに実施をしていくというようなことは今考えておりません。ですので、小学校の受講した中で、いじめとか虐待とか暴力とかいうようなことについては、子供たちにしっかりと、ロールプレイを通して共有をしていただくような形でしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○**委員長** ここに項目はないんですが、CAP研修って自分の身を守るということで、このCAP研修を今塩尻市では取り入れてますが、それ以外に性教育っていう分野に関しては、どのようにお考えでしょうか。というのは、教育長も御存じだと思うんですが、先日、塩筑のPTA役員集会の際に、性教育の講演を全国で回っていらっしゃる先生の講演会を聞いたんですけども、やはり子供たちに直接、包んだり隠したりしてあんまりそっちの道へ行かないようにではなくて、きちんと正しい言葉で子供たちに性とはどういうことかって伝えるのは非常に大切だなというふうに、私は感じてきたんですが、いかがでしょうか。

○**家庭支援室長** 確かにですね、今の家庭状況とか見る中で、若年母子とかいうような形で大変社会的にも苦慮しているところがございますので、今、保健体育とかの中で取り組んでいる部分あるかと思えますけども、今後ですね、どのような形がいいのかどうかっていうことも含めまして考えていきたいというふうには思っております。

○**委員長** せっかく講演聞かれたんで、教育長からお考えがあればお願いします。

○**教育長** 先日の講演は確かに素晴らしいものだったなというように思います。ただし、あのことが即、全ての学校、全ての家庭でできるようになるまでには、まだかなりの時間が必要かなというように私は思いました。学校では養護教員を中心に1年生から6年生までの性教育の全体計画っていうものを持っております。それに応じて各学年が指導を受けておりますし、性教育週間っていうようなものを設けながら、その週間にどの学年も共通して性教育を受けてる。ただ、その内容については、先日の講演と比べたときに適正かどうか、またはそれが今の子供たちの実態に合っているかどうかということについては、これからも精査して、養護教員部会等でさらに詰めていく必要があるかなと。また、学校でも学校全体、今の子供たちの発達段階を通して今のこの性教育の内容がよいかどうか検討していくことが必要かなと、そういうふうに考えております。

○**委員長** 私にも中学生の子供がいるんですが、インターネットでどんどん情報がとれて、正直言ってアダ

トサイトも、あなたは18歳以上ですか、未満ですかで自分で選べるので、要は、入っていってしまうような、この今の環境の中で、子供たちに誤った情報が伝わってるなって感じる部分が多くあります。ぜひ、教育という立場で子供たちに正しい性のあり方というのを伝えていく必要が、もう早急にあるかと思っておりますので、検討をしていただきたいと思います。お願いします。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑がないようですので自由討議、ありますか。

ないようですので、討論に移ります。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第1号平成25年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中、歳出2款総務費中1項総務管理費14目人権推進費及び15目市民交流センター費、3款民生費（1項社会福祉費7目檜川保健福祉センター管理費、8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く）、5款労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、10款教育費につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第1号については、全員一致をもちまして認定すべきものと決しました。次に進みます。

---

### 議案第3号 平成25年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 議案第3号平成25年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○教育総務課長 それでは、平成25年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算について御説明をいたします。決算書につきましては293ページから、それから決算説明資料につきましては108ページをごらんいただきたいと思います。決算説明資料108ページにございますように、歳入の決算額、298ページの頭書きのところにもございますけれども、決算額は2,513万3,865円、それから歳出合計につきましては2,512万9,865円となりました。歳入歳出差引額4,000円につきましては、次年度への繰越金となります。この繰越金につきましては、本来この特別会計につきましては、1年間に貸与をした金額、それから戻って来ました償還金に関しましては全てにつきまして基金へ繰り戻すと、積み立て直すという形になっておりますので、基本的には歳入歳出はとんとんになるという形のものなんですけれども、出納閉鎖期間中にお金が入ってきたものについては、基金の積み立てについては3月31日までに完了という形になりますので、その分が積み残しというような形で繰越金という形で残っていくものでございます。

それでは、歳入から御説明をさせていただきます。決算書298、299ページをお願いいたします。それでは、1款1項1目財産収入、財産運用収入、利子及び配当金でございます。こちらにつきましては、それぞれこの特別会計では、育英基金と大野田育英基金、2本の基金を持っておりますけれども、それぞれの利息分でございます。

それから、3款繰入金につきましては、それぞれ育英基金と大野田育英基金を取り崩しまして、それぞれ事業に充当をしているものでございますが、育英基金につきましては、全額高校生の貸付金へ充当しております。それから大野田育英基金につきましては1,600万繰り入れてございますけれども、こちらについては、貸付金とあと事務費に充当しているという形になります。事務費の充当部分につきましては、後ほど歳出のほうで御説明をさせていただきます。なお、4款の繰越金につきましては、先ほど申し上げましたように、出納閉鎖期間中に入ってまいりました償還金、そちらについて7万6,000円を繰り越しているものでございます。この内訳につきましては、6万円分が大野田育英基金への充当分、それから1万6,000円が木曾広域の償還に充当される分でございます。

それから5款諸収入でございます。こちらは、貸付金収入、要は、こちらが奨学資金を貸与した金額の償還、戻って来たお金になります。それぞれ、育英基金につきましては高校生に対するもの、それから大野田育英基金に関してはそれぞれ大学生に関するもの。あと、木曾広域連合の奨学資金については、木曾広域時代の奨学金の返済に関するものでございます。それぞれ、育英基金につきましては、現年度分で15万9,000円余、それから滞繰で1万円、それから大野田育英基金につきましては、現年度分で626万円余、それから滞納繰越分で30万円が、木曾広域連合の償還金では、162万円余が償還されてきております。

それでは、歳出のほうをお願いいたします。300、301ページをお願いいたします。1款1項1目総務費、総務管理費、一般管理費でございます。こちらにつきましては、事務費相当部分、それから基金へ繰戻す積み立ての部分、それから木曾広域連合につきまして従前、檜川村と塩尻市の合併の際に塩尻市が一括償還をいたしまして、一般会計のほうへ繰り出しをしている繰出金として、3本が総務費になってございます。

最初の白丸、貸付事業管理費でございますが、選考委員報酬5人分につきましては、貸付事業の審査を行います審査委員ということで、職員以外の方、教育委員の方4名それから民生児童委員協議会の会長さんの、合わせて5人分を支払っているものでございます。あとは、その委員会開催の際の費用弁償、それから各種借入人等のところに送ります郵送料、それから口座振替手数料等になっております。

次の白丸、基金積立金につきましては、育英基金積立金は、先ほどお話ししましたように、歳入で入れました償還金と、あとそれぞれの基金の利息、それを改めて基金に積み戻しているものでございます。育英基金積立金19万1,414円でございますが、内訳としては、先ほど歳入でありました利息の2万1,814円プラス貸付金の収入15万9,600円、それから滞納繰越分の1万円、こちらを基金に繰り戻しているものでございます。大野田育英基金につきましては、同様に、利息3万206円、それから貸付金の626万8,200円、それから滞繰分の30万円、それから繰越へ入ってまいりました6万円を充当しているものでございます。

それから、一般会計繰出金につきましては、先ほどの木曾広域分の返済金、それプラス繰出分のうちの1万6,000円の滞繰へ、25年度の出納閉鎖期間に入ってきたお金を合わせて積み立てているという形になります。

2款貸付金につきましては、これが本事業の主なものでございますけれども、奨学金の申請があった方について貸し付けを行っているものでございます。25年度につきましては、育英基金の奨学金の貸付金では、高校生2人分ということで42万円、それから大野田育英基金につきましては、大学生については全部で28人になりますけれども、平成21年度から貸与している方については1人、22年から貸与している人が3人、23年から貸与している方が3人、24年から貸与している方が11人、平成25年度で新規に貸与が始まった方が10

人という形になっております。この24年度からにつきましては、貸与の条例のほうを改正いたしまして、もう少し多くの方の就学の機会を確保するというで制度改正を行っております。このために、24年度以降は貸与人数が増加をしているというものでございます。以上でございます。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆様から御質問、御意見ございませんでしょうか。

○**金田興一委員** ちょっと教えてほしいんですが、育英資金借りて卒業した後、返す場合ですが、本人が直接なり振込なりでやるのか、そうでなくして本人の口座から自動引き落としでやってるのか、そこらはどんなふうになってますか。

○**教育総務課長** こちらからですね、納付書をお送りいたしまして納付書払いになっています。その場合に、手数料はかからないという形になっております。

○**金田興一委員** それなら安心したんですが、よく育英資金、通帳から自払い方式にやって、ゼロになっちゃって、いわゆるブラックリストに載って金融機関に流れちゃって、もうその人が、もう後の銀行からの借り入れもできなくなるというような、こんなような事例が全国的にあるというような話もありましたんで、ぜひ今の形、大変な部分もあるかと思いますが、やはり今なかなか就職してもすぐ返せないというような人もいて、そんなことも十分念頭に置きながらお願いしたいなど、こんなふうに思います。ありがとうございました。

○**委員長** ほかにございませんでしょうか。

ないようですので、自由討議を行います。ありませんか。

ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第3号平成25年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第3号平成25年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、全員一致をもちまして認定すべきものと決しました。次に進みます。

---

#### 議案第4号 平成25年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○**委員長** 議案第4号平成25年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましてを議題といたします。説明を求めます。

○**長寿課長** 決算書の303ページをお願いいたします。議案第4号となります平成25年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして御説明申し上げます。決算説明資料では109ページから掲載してございます。25年度会計の決算につきましては、保険給付費の増加などから歳出合計が48億5,300万円余、前年度決算額から5.6%、2億5,800万円余の増となり、毎年決算規模が大きくなっております。この中で、歳入歳出差引額の1億3,800万円余を翌年度会計に繰り越しをする黒字決算となりました。それでは、歳出から御説明申し上げますので、318、319ページまでお進みをください。

歳出、318、319ページから御説明申し上げますが、ページ数が多く内容も多岐にわたっておりますので、主な事業につきまして解説を交えながら説明させていただきます。右ページ319ページ、白丸の中ほど、1款

総務費の嘱託員報酬とその下の白丸、認定調査費等諸経費は、市町村で行う一次判定の介護認定調査にかかわる事業費となります。認定調査費等諸経費の黒ポツの中ほど下、文書作成手数料の1, 300万円余につきましては、介護認定の際に必要となります主治医の意見書の作成に要する手数料となります。自己負担は求めておりませんので、全額一般会計からの繰入金を財源に支払いを行っております。

次の白丸、認定審査会委託負担金は、松本広域連合に設置されています介護認定審査会の二次判定に必要な費用を管内の市村が、均等割と前年度の認定審査件数の実績割で負担するものでありますが、審査件数の増加に伴いまして前年度決算額から108万円余の増となっております。

次のページをお願いいたします。左ページ320ページ最上段、一番上になります。2款保険給付費の、目で追っていただきまして、右ページ321ページの支出済額をごらんいただきますと、44億8,200万円余となり、歳出決算総額全体の92.4%を占めております。また、前年度決算比では3.4%、1億4,800万円余の増となっております。この保険給付に対しまして、国・県・市を合わせた公費負担の50%と、第2号被保険者と呼ばれる全国の40から64歳の皆さんから加入されている医療保険料の中で御負担をいただきます保険料を財源に、支払基金から29%相当分の交付金を受けますので、残る21%分が65歳以上の本市の加入者、第1号被保険者の皆さんから御負担をいただく保険料からの負担率となります。言いかえますと、給付費が伸びますと、約2割分が加入者の保険料に影響が出るものでございます。

その下の行、1項介護サービス等諸費は、要介護1から5に該当する方に対する給付費で、介護給付費と呼ばれています。支出済額が39億3,400万円余。前年度対比3.4%、1億2,800万円余の増となっております。この給付費のうち、1目の居宅介護サービス給付費の増加が高く、特に介護付の有料老人ホームの特定施設に入所されている方の生活介護費が、近年高い伸び率となっております。

中ほど下、2項介護予防サービス等諸費は、要支援1、2に該当する方に対する給付費で、予防給付と呼ばれています。支出済額の総額は、前年度比4.5%、1,400万円余の増となっております。この給付費では、1目の介護予防サービス給付費のうち、デイケアと呼ばれる通所リハビリテーションの給付費の伸び率が高い状況でございます。

次のページをお願いいたします。右ページをごらんください。323ページ中ほど下の白丸、審査支払手数料は、国保連合会に資格確認及び介護給付費明細書の内容点検に係る審査と支払い業務を委託しておりますが、その手数料として明細書1件当たり60円の単価で支払っております。

その下の白丸、要介護1から5に該当する方の特定入所者介護サービス費と、その下、要支援1、2の方の特定入所者介護予防サービス費は、補足給付と呼ばれているもので、平成17年10月から施設入所者の方の食費と居住費が保険給付費から外れ、原則として自己負担となりました。この見直しにより利用者負担が急増しないよう、住民税非課税世帯の低所得者世帯に対しまして、所得に応じて保険給付費の形で食費と居住費の軽減を行っているものでございます。以上、2款の保険給付費となりますが、国保連合会からの審査支払手数料を除いた総延べ件数、記載ございませんけども、8万4,284件、前年度から6,975件の増で、率で9.0%の増となっております。

同じページ一番下の3款地域支援事業費は、3年ごとに見直しを行う本市の介護保険事業計画に定めます介護給付費見込額の3%を上限として市町村が行う事業となりますが、次のページをお願いいたします。325ページ、

白丸の上から2つ目、一次予防事業は、元気な高齢者の方を対象とした介護予防事業となります。黒ポツの下から2つ目上の、いきいき貯筋倶楽部事業委託料は、ヘルスパ塩尻などに委託する中で、各支所、各地区センターの全10地区におきまして17の教室を設け、転倒、骨折予防などの生活機能低下を防止するための予防教室を開催しております。25年度におきましては教室の数を5つふやしたことから、総参加者数が前年度の335人から490人へと、155人の増加となっております。その下、地域介護予防活動支援事業委託料は、区単位で開催する元気づくり広場事業として社会福祉協議会に委託しておりますが、25年度におきましては、新たに10の区で事業の取り組みを開始したところでございます。

次の白丸、二次予防事業は、その下の白丸、二次予防事業対象者把握事業におきまして要支援、要介護状態となる手前の特定高齢者とした二次予防対象者を抽出し、その中から希望された方を対象に介護予防教室を開催する事業費となります。白丸、二次予防事業の上から3つ目の黒ポツ、介護予防事業委託料は、運動機能の向上を促す運動機能向上教室と、閉じこもりや認知症の改善を促すお出かけサロンの2つの教室を設け、送迎つきで桔梗ヶ原病院など6業者に委託を行っております。

下段の2項1目包括的支援事業費は、在宅介護支援センターの運営費など相談業務に係る諸経費となりますが、次のページをお願いいたします。327ページ黒ポツの上から3つ目の高齢者等相談窓口等委託料は、塩尻病院のこもれびなど、市内7カ所の在宅介護支援センターにおける相談業務に係る委託料となります。

次の白丸、介護相談員派遣等事業以下は、2目の任意事業費となりますが、上から2つ目の白丸、介護給付費等適正化事業は、郵便料において利用者宛て介護給付費の内容を年3回お知らせする介護給付費通知を発送するなど、給付費の適正化に努めているものでございます。

次の白丸から4つ目下の白丸、成年後見支援センター補助事業の500万円は、25年5月に社会福祉協議会において開所した塩尻市成年後見支援センターの運営に対する補助金となります。

次の白丸、高齢者世帯等タクシー利用助成事業は、25年度から一般会計から移行したもので、住民税非課税世帯の75歳以上で構成されている世帯などに対しまして、通院等に必要なタクシー料金の一部を助成するものでございます。25年度におきましては、普通タクシーの利用助成につきまして、これまでの初乗り運賃に対する月2枚の助成券の発行に加え、初乗り運賃と加算運賃を加えた乗車運賃を対象とする月1枚の助成券の発行を導入し、2通りの方式による選択制を設け、乗車距離の長い方に対する利用助成に配慮させていただいたところでございます。

次のページをお願いします。329ページ上から3段目の5款1項1目の介護予防支援事業費の白丸、嘱託員報酬と介護予防支援事業事務費は、介護予防係の中央地域包括支援センターの運営に要する事業費となります。この事業費は、歳入において要支援1、2の方に対する介護予防給付のケアプラン作成に伴う収入があることから、介護サービス事業勘定として別枠で経理を行っております。

その下の白丸、基金積立金は、25年度会計において利子分を含め1億200万円余の積み立てを行ったことから、25年度末の基金残高が1億8,100万円余となります。現在、24年度から26年度の3カ年間にわたります第5期介護保険事業計画のもとに財政運営を進めておりますが、冒頭触れましたよう、25年度の特別会計決算収支額が1億3,800万円余の黒字決算となっておりますので、計画期間中は安定した財政運営が図られるものと見込んでおります。歳出は以上でございます。

続きまして、ページを戻していただきまして歳入の御説明になります。310、311ページをお願いします。歳入、310、311ページ、1款1項1目の65歳以上の第1号被保険者の皆さんから御負担をいただきます介護保険料につきましては、1節の現年度分保険料の収入済額が10億4,900万円余となり、加入者数の増加により、前年度決算額から3,100万円余の増となっています。また、2節の滞納繰越分保険料の収入済額におきましても、前年度決算額から13万8,000円ほどの増となっております。311ページの収納率をごらんいただきますと、保険料全体の収納率が97.28%、前年度の96.65%から0.63%向上しています。このうち、現年度分保険料の収納率が前年度比プラス0.05%、滞納繰越分の収納率におきましてもプラス2.67%と、いずれも前年度を上回っております。しかしながら、現年度分と滞納繰越分を合わせた収入未済額が、約2,400万円余に達しておりますので、納付いただく皆さんに不公平が生じないよう、引き続き収納対策に努力させていただきます。

311ページ中ほど下の3款国庫支出金の介護給付費負担金は、記載してあります交付割合に応じて歳出の給付費に対する定率の負担金となります。なお、この支出金と、この後説明申し上げます支払基金交付金は、当該年度に概算交付され翌年度に精算が行われることから、交付受入額と交付確定額との差が生じ、翌年度会計の2カ年度にまたがりまして精算を行っているものでございます。

次のページをお願いします。左の312ページ中ほど、4款支払基金交付金は、歳出で触れましたよう、全国の40から64歳の第2号被保険者の皆さんが加入される医療保険料の中から御負担をいただく保険料を財源に、支払基金、正式名称、社会保険診療報酬支払基金から、法に定めます負担率の交付割合に応じて交付を受けるものでございます。なお、この29%の負担率、交付割合は、全国の65歳以上の第1号被保険者数と、40から64歳の第2号被保険者数の構成見込み比に応じまして3年ごとに見直しが行われ、現在の負担率は24年度から26年度中の負担率となります。

次のページをお願いいたします。左314ページ6款繰入金1項一般会計繰入金は、右ページの315ページの介護給付費繰入金以下、職員給与費など、法の規定に基づき、歳出の給付費に対します定率の繰入金や、事務費に対する繰入金として一般会計からの繰り入れを行っているものでございます。この中で、最初の介護給付費繰入金が、給付費の増などから前年度決算額から1,800万円余増となるなど、歳入繰入金総額全体で2,700万円余の増となっております。以上です。よろしくをお願いいたします。

○委員長 ここで10分間の休憩とします。

午前11時01分 休憩

---

午前11時10分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。質疑を行います。委員の皆様から御質問、御意見ございませんでしょうか。

○副委員長 327ページの高齢者世帯のタクシー利用助成事業についてですけども、こちらへ移ってきて、そしてタクシー券の内容も2種類というか、使うやり方が2種類を選択してっていうことだったようですけども、予算額は800万円以上あったと思うんですけども、実際には600万余ということで。885万円の予算に対して618万7,000円余ってというようなことで、どうなんでしょうか。私は、この予算枠いっぱい使える

ような制度にしてほしいというふうに思ったわけですけど、使いにくかったということでしょうか。

○**長寿課長** 前年度比とちょっと比較で申し上げますけども、24年度が、件数で申し上げます、6,479件。普通と寝台含めまして6,479件で、金額が約620万でございます。25年度の拡大をいたしましたけども、総件数で6,146件、約600万ですので、件数では、24年度に比較しますと333件減っております。金額では拡大いたしましたので、16万ほどでございますけども、これは該当がですね、要介護3以上で通院または社福施設への通院等に必要な方ということで行っております、入院中とか施設に入所の方は除外をしております。減った理由はちょっとわかりませんが、私どものケアマネージャー等通じましてPRをさせていただいておりますので、場合によっては、入院とかの関係で利用が減ったのではないかなと考えております。以上です。

○**副委員長** 初乗り運賃を補助するっていうタクシー券でいたのが、もう少し使いやすく改善を図るっていうことで、今回の初乗り運賃と一般料金をあわせた形っていう、枚数で言うと24枚と12枚の違いがあるわけですけども、それも選択できるっていうことで、その中身について利用者の方たちがよくわかって選択をできたのかどうかっていうのが、私はちょっと疑問かなと思っているので、そこら辺のところはどのように利用者に対してPRしたんでしょうか。

○**長寿課長** 改正に当たりましては、ケアマネージャーを含めまして民生委員の方を通じまして説明会等設けております。特にタクシー利用券につきましては、民生委員さんを通じて申請があるということで、私どもの民生委員さんには周知をしておりますけども、その中でちょっと利用が減ってしまったということで、再度またPR等は徹底させていただきます。以上です。

○**副委員長** せっかく予算を盛って、そして高齢者の人たちが外出していけるように支援する事業として行われているわけですので、その趣旨に沿って活用がされて、こういう制度が利用できてよかったと言われるような、やっぱり周知の仕方、それからまた内容によっては改良も含めて検討をしていっていただきたいと思いますので、お願いいたします。

○**永田公由委員** タクシー利用の助成の関係ですけど、これ、該当者に長寿課のほうから連絡が行って、そのお宅に、例えば本人は該当するんだけど、子供さんが同居されてたりとか、所得があつたりとか、いろんなケースで対象にならない人がいるんだけど、毎年同じ繰り返しが行われてるように思うんだけど。例えば、もう年金である一定の金額以上の方が、次の年にその年金が減ってるわけじゃないもんで、当然該当にならないと思うんだけど、そういうののチェックっていうのはされてるわけですか。

○**長寿課長** 現在のシステムでいきますと、対象がですね、住民税非課税世帯の中で、75歳以上で構成されている世帯と、70から75歳未満の要介護1から5の認定を受けてる方になります。この審査につきましては、住民税非課税という枠がございますので、毎年住民税の確定になります7月で更新をしていきますので、人によっては住民税、去年は住民税非課税だったけども課税になるというケースがありますので、今は基本的には毎年更新をしていただいて申請をいただくような形ですので。やり方としますと、毎年1年間、例えば去年申請していただいた方が、ことしもということになれば、自動的に私ども申請する更新補足もできますけども、中には、高齢者の方でございますし、要介護の関係もでございますので、施設に入るとか入院される方が多くいらっしゃいますので、ちょっと私どもちょっと自動更新できませんので、今のところは毎年更新をいただいた上で住民税非

課税枠の中で対応するように考えておりますので、よろしくお願いします。以上です。

○永田公由委員 その逆の場合なんだよね。要は、もらえる人はいいんだけど、もらえない人ね。対象外の人にも案内が行ってるわけね。その人のところへ毎年その案内が行って、その都度、民生委員が行ってこうやっても、もらえないっていう通知をまた出さなきゃいけないっていうね。そうすると、そのたび、何で私のところへその書類が送られてきて、書類送ってくりや当然もらえると思うんだよね、その人は。だけど、またことしももらえないんだというようなことでもって、一々、一々民生委員が行ってそのわけを話さなきゃいけないんだよね。そういうのが、どういうふうになってそこへ来てるのかなっていうのがちょっと疑問に思うもんだから、その辺またちょっとチェックしてみてください。家族、例えば息子さんと同居してる人のところへも、これは配られてるんだよね。当然車があるから、それで息子さん所得もあるしっていうことで、本人は対象になるかもしれないけど、家族とすれば対象にならないようなケースっていうのは結構あると思うんですね。その辺またちょっとチェックしてみてください。

続いていいですか。老人介護福祉施設、いわゆる特養へ入ってる方の給付費というか、それが2、200万ほど25年度はふえてるわけですが、特養入所者数自体は13人、市内の方が特養減ってるんだけど、このふえた主な理由というのはどういうことですか。

○長寿課長 先ほど申しあげました介護付きの有料老人ホームにつきましては、第4期の前倒しとかございました。市内で見えていきますと、22年4月に1つの施設が開所いたしましたし、24年5月には2つの介護付有料老人ホームが開所しておりますので、ここで、22、24年ということで3つの介護付老人ホームが新設をしてほぼ満床になってるということで、その辺の給付費が伸びているものと考えております。以上です。

○委員長 永田委員、よろしいですか。

○永田公由委員 もう1つ。これ見ると、基金にも積み立て、繰り越しも1億3,000万の繰り越しということですけど、ことし、たしか介護保険料改定になって値上げになってると思うんですけど、間違いはないですよ。それで、本来ならね、据え置いてもいいと思うんだけど、値上げした理由っていうのはどういうことですか。

○長寿課長 それは、第5期の値上げの関係でよろしいですか。それはもう給付費が当然伸びてきますので、第5期につきましては、1年度当たり1億8,000万ほど足りないっていう試算の中で改定をさせていただきましたので、第6期におきましても、やはりそういうサービス料等を見ながら適正な保険料率を探りたいと思っております。以上です。

○副委員長 今回、5期については順調に運営していけるっていう見通しを言われたわけなんですけども、宿命としてサービス料がふえているので、6期に向けては、上げ幅のそこら辺はあるのかもしれないんですけども、上げるっていうこと、上がるっていうことについては、そういう見通しだっということですか。

○長寿課長 今試算をしておりますけども、ちょっと参考までに申し上げますけども、第5期の24から26年度、先ほど申しあげました保険料改定必要額が約1億8,000万円でございます。現在、基金が、この後また説明します補正予算で9,000万ほど基金積み立てますので、そうしますと、26年度末で2億7,700万円くらいの基金があります。これを3年間で割りますと、約9,200万ですので、前回の改定率が1億8,000万円から、その9,200万円を引きますと、単純に計算しますと、改定幅が8,800万円ほど。あと、そこに給付費の伸び率を加味しなければいけませんので、例えば23から25年度の3カ年間の給付費の伸びが

122. 5%ですので、その金額を掛けますと、今のところ、約1億円くらいは改定が必要ではないかと。前回は1億8,000万円ですので、今の本当こう荒削りの試算の中では、前回の1億8,000万を下回って1億くらい、または1億5,000万の間で改定が収まるかなと思っています。これはあくまでも参考数字ということで、よろしくお願いします。以上です。

○副委員長 年金額が上がってかない中で、こういうところに改定があるたびに上がってくるというようなことで、多くの皆さんが不安を持っているんですけども、せめてサービスがきちんと利用できるような制度であっていただきたいというふうに思っております。

続いて、いいですか。先ほどありました介護付有料老人ホームの件ですけども、塩尻市に満床だということ、先ほどお聞きしたんですけども、こうしたところに入居できてる方は経済的にもゆとりのある方かなというふうに思うんですけども、こういうところでのサービスがふえているというのは、そこに人が集中してきて、そのサービスを提供するのでふえてきたって、そういう考えですか。そういう見方をすればいいんですか。

○長寿課長 22、24と随時施設が開所いたしまして、そこで定員が埋まってきますので、そこでやはり1人当たり単価も上がってきますってということで、開所から数年たちまして、それぞれ施設で入所の中で満床になってきますと、介護の給付がふえるってことです。でも、満床の定員がありますので、この辺で頭打ちかなとは思っています。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。では、私からちょっと1つお願いします。

成年後見支援センター補助事業についてです。これ、社協のほうに委託を出されてるということで、延べ相談者数が190名、延べなんですけど、実数っておわかりになりますか。

○長寿課長 これは、延べだと思いますけども190件のうち、内訳を申し上げますけども、認知症の方が、高齢者の方が86件で45.3%、あと残る54.7%が、精神と知的障害をお持ちの方が104件でございますので、高齢者よりも、今のところは精神・知的をお持ちの方の相談が多いかなというものでございます。以上です。

○委員長 以前に社協のほうに支援センターを設置するという際に、やはり社協っていうのはサービス事業者なので、そこに相談窓口があるってということに対して問題があるんじゃないかということをお聞きしたことがあるんですけど、実際に運用が始まってから問題はないでしょうか。

○長寿課長 当初、私どもも、例えば市直接で地域包括ということをお考えしましたが、ほかの市、他県も見ましても社会福祉協議会の中の地域福祉の一環としてやっておりますので、今のところは支障はないものと解釈しております。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

○副委員長 323ページのところの補足給付のことです、施設入所等の食事や住居費に当たる部分への補足給付なんですけど、これは、今後のところでは、資産や何かによってこの制度が利用できなくなる人がいるというようなことをお聞きしてるわけなんですけども、結構金額的にはね、大きなものだと思うんですね。月で言えば5万くらいかかるんじゃないかと思うんですけども、そういったものはどういったことで使えなくなっていくのか、そういうのがわかれば。

○長寿課長 国の考え方を申し上げますけども、今おっしゃりましたとおり、補足給付につきまして、例えば年金収入以外にも預貯金が非常に多いという方がいらっしゃいます。高齢者の方、年金以外にも貯金が多いということで、現在、例えば国の今、案でございますけども、この資産を提出するために預貯金等が単身で1,000万を超える世帯とか、夫婦世帯で2,000万を超える場合の預貯金っていうことを言ってますので、大きく預貯金ではございませんけども、対象から外れていくと。これが27年8月からです。さらに、今は遺族年金とか障害年金、非課税でございますけども、これもあわせて28年8月から非課税年金の遺族年金や障害年金を含めてこの補足給付の所得要件を判定するような形で、今、国が検討をしております。以上です。

○副委員長 施設へ入所するとき、世帯分離をしたりしている人もいるわけなんですけども、そういうことをしている人の場合にも、例えば自宅に御主人が残っていて、合わせて2,000万とかいうような、そういうくくりになっていく。そういうものも含めてでしょうか。

○長寿課長 副委員長さんおっしゃられたとおり、現在例えば特別養護老人ホームへ入りますと、住所を動かしてしまいますので世帯分離の扱いになりますけども、国では、配偶者もやはり生計を一にするということで、世帯分離した場合でも、配偶者の所得を換算をして、先ほど申し上げた、例えば夫婦世帯の2,000万円の預貯金とかっていう判定をしますので、これが27年8月から配偶者も含めた判定になるということで聞いております。以上です。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、ないようですので自由討議、ありませんか。

ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第4号平成25年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第4号平成25年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、全員一致をもちまして認定すべきものと決しました。次に進みます。

○こども課長 済みません、先ほど永田委員のほうから要望がございました資料につきましてお配りさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長 はい、許可します。

お願いします。

○こども課長 青少年健全育成事業費につきましては、上段に25年度、下段のほうに24年度を掲げさせていただいてございます。それからもう1枚のほうは、非行の概況ということでございますが、1ページと4ページが印刷されております。1ページのほう、長野県というふうに書いてございますが、こちらにつきましては、少年の非行ということで県の集計値でございます。ただ、この塩尻市版というものがないものですから、4ページのほう、裏ですね、2番の塩尻警察署管内の犯罪発生状況といいますのは、これは青少年のみでなくて全てを含めた数字であるということをお理解いただいてごらんいただければと思います。

1ページのほう、済みません、少年非行の概況の表の下のところにございますように、過去10年の非行少年の総数は減少傾向にあるということで、これは塩尻市についても当てはまるということで、そういう記載をさせていただいてるというものでございます。以上です。

○委員長 何かありますか。よろしいですか。それでは、次に進みます。

---

### 議案第11号 塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第11号塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例につきまして議題とします。説明を求めます。

○福祉課長 それでは、議案第11号をお願いいたします。あわせまして議案関係資料の8ページをお開きいただきたいと思えます。提案理由につきましては、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の公布によりまして一部改正されます、母子及び寡婦福祉法、及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が、平成26年10月1日から施行されることに伴いまして、必要な改正をするものです。

改正の概要につきましては、母子及び寡婦福祉法の題名が、母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正され、第6条第2項に、配偶者のない男子の定義が新設されたこと。また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の題名が、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に改正され、平成26年10月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものです。

それでは、次のページ9ページをお願いいたします。条例の新旧対照表で改正の内容について御説明いたします。受給資格者の範囲について、改正案第3条第2項では、受給資格者となることができない者を規定しておりまして、第3号で引用しております法律名を改正するものです。3行目、第14条第1項に規定する支援給付以降の括弧の中は、支援給付の実施に関する経過措置に関して説明しているものです。10ページをお開きください。第4条第4号のア、ウは、引用しております法律名の改正、第5号のアは、現行では要件について説明をしていましたけれども、配偶者のない男子の定義が新設されたことに伴いまして、それを引用するものです。

この条例は、平成26年10月1日から施行するものです。また、経過措置といたしまして、この条例による改正後の給付金条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養の給付等について適用することとし、同日前行われました療養の給付等については従前の例によるという経過措置を設けさせていただいております。以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から御質問、御意見ございますでしょうか。

○副委員長 この改正が行われるまでは、父子家庭については対象になってなかったということですか。

○福祉課長 対象としておりましたけれども、条文の中で説明をしておりました。ただ、それが、母子、父子並びに寡婦法ができたところで、その中で、第6条第2項の中に配偶者のない男子という定義が新設されたものですから、その分を引用するというで改正させていただいております。

○永田公由委員 中国残留邦人は、市内には該当者は何人くらいいるんですか。

○福祉課長 5世帯8人がおりまして、この法改正によりまして特定配偶者となる方は、10月1日からこの給

付を受ける特定配偶者となる方はお一人です。

○永田公由委員 1人。対象者が1人という理解ですね。

○福祉課長 済みません、私の説明がいきませんでした。5世帯8人ですので、全部で4人の方が該当されます。

○福祉事業部長 この関係、中国残留邦人、また生活保護受給者等については、福祉医療の該当にはなっていない。ですので、これは、前半の父子、寡婦は該当になる人たち、後半の引用してます中国残留邦人の人たちは、この該当にならない人たちという中での条例の中に入った人たちです。ですので、前半は該当になる人たち。この人たちは該当にならない人たちの中で、中国残留邦人。というのは、生活保護と同じように給付をされているものですから、医療も全部生活保護みたいに国で見ます。ですので、この福祉医療には該当になっていないということの中で、該当にならない人たちの中でのくくりということになってまいります。

○永田公由委員 そうすると、塩尻はいない。

○福祉事業部長 の中で、今ありましたように支援、残留邦人ということで支援を市がしている人たちは、5世帯の8人ということになっております。

○永田公由委員 8人が該当になっていると。

○福祉事業部長 が、生活保護と一緒に、中国から帰還した支援給付になっている人たちが、5世帯の8人、ということになります。

○委員長 永田委員、よろしいでしょうか。

○永田公由委員 はい。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。いいですか。

それでは、質疑を終わります。

自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第11号塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第11号塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

---

#### 議案第12号 塩尻市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第12号塩尻市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例につきまして議題といたします。説明を求めます。

○福祉課長 この条例の説明に入ります前に、永田委員のほうから、ふれあいセンター洗馬の指定管理をしております社協の、センターにかかわります収支決算それから事業内容、職員の配置のわかる資料をと

いうことで求められておりました、事前に配付をさせていただいてありますので、一緒に御確認をください。また、この条例の料金改正にかかわります部分について資料を用意させていただきましたので、配付をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長 はい、配付をお願いします。

○福祉課長 議案第12号塩尻市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例。議案関係資料11ページをお開きください。提案理由につきましては、地域における市民の交流を促進するとともに、市民の福祉活動を支援し、地域福祉の推進を図る拠点として、塩尻市ふれあいセンター広丘を設置することに伴いまして、必要な改正をするものです。

概要につきましては、塩尻市ふれあいセンター広丘を設置するものと、入浴施設の利用料を改正するものです。ふれあいセンター入浴施設の利用料につきましては、昨年度、全庁的な統一方針に基づき実施いたしました消費税増税に伴う使用料、手数料等の見直しの際に、ふれあいセンター広丘の開設を平成27年4月に予定しているため、検討を先送りしてきたものです。利用料につきましては、ふれあいセンター洗馬の利用委員会と、(仮称)ふれあいセンター広丘では、圏域となります高出、広丘、吉田、片丘の各地区から、ふれあいセンター洗馬の利用委員会の委員構成を参考に利用委員会を立ち上げまして、両委員会におきまして検討いただいたものです。

それでは、次のページ、12ページ、条例の新旧対照表で改正の内容について御説明いたします。改正案第2条に、塩尻市ふれあいセンター広丘、塩尻市大字広丘堅石2150番地1を明記しまして、別表の利用料を、現行1人につきまして200円を300円に、回数券を、現行6回分1,000円を1,500円に改正するものです。

この条例は、平成27年4月1日から施行するものです。また、経過措置といたしまして、この条例による改正後の塩尻市ふれあいセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後に納入する利用料から適用し、同日前に納入した利用料については従前の例によるということとさせていただいております。

それでは、お手元に配付させていただきました、ふれあいセンター洗馬入浴料金値上げの検討についてという資料をお開きください。1番といたしましては、ただいま条例改正で内容で説明をさせていただきましたとおり、現行の入浴料金200円を300円に、1,000円を1,500円にということ御提案をさせていただいている内容です。これを検討するに当たりまして、以下米印の内容について検討をしてきました。子供料金については無料とさせていただくということ。それから、入浴料金値上げの検討は、ふれあいセンター広丘との料金のバランスを考え検討するということで、両方の利用者等を推計する中であわせて検討をしてみました。長野県の公衆浴場の入浴料は、1人400円、大人が400円という規定があります。また、消費税増税に伴いまして光熱水費等の経費が増加していることを加味いたしました。それから、平成25年から受付委託でシルバー人材センターの方を雇用しまして対応しておりましたものにつきましては、指定管理料全体の中の人件費の中で窓口で受付をするということで人件費の中での計上がされているということで、別には見ないということを確認をさせていただいています。それから、入浴者は、平成25年実績に対して、北部圏域の利用者9,268人を減じて、洗馬の料金は検討させていただいています。この9,268人という数字はですね、今お配りしました資料の3枚目の裏面に、地区別利用状況ということで月ごと集計をさせていただいたもので、上から3段目、高出から吉田までの北部圏域に該当する皆さんの数を合計したものが9,268、約35%を占めているということ

で、この分を減じて数字を出させていただいています。また、お風呂にかかわります光熱水費は、無料のときから有料になりました平成22年から23年度の光熱水費、利用者が約半分になったときに、光熱水費がどのくらい減少するのかという数字を見まして、このときの減少が83.5%になったということで、この83.5%を使わせていただいています。ですので、これでいきますと、洗馬の25年度の利用者から北部圏域の利用者35%を引きますと、22年から23年度の人数が半減したときと比べますと、見すぎということになりますけれども、他に比較する数字がないということで、経費を一番減少した状態ということで数字を使わせていただいております。ということで、以上の米印の部分の踏まえまして、2番の現状分析等をするということで、直接的経費、資料の3枚目の表のところ、ふれあいセンター洗馬のランニングコストを一覧表にさせていただいております。ですので、洗馬の光熱水費につきましては、674万6,000円を、減少ということで83.5%を掛けまして、大体563万3,000円くらいの光熱費になるだろうと。それから、人数が減りましても、施設保守経費につきましては変わらないということで、65万6,000円の数字そのまま使わせていただいています。消費税は、5%から8%に値上げになった3%分を経費として見させていただきまして、想定します光熱水費、直接経費になりますけれども、646万9,000円くらいの数字が見込まれるのではないかとということです。また、直接経費を入浴者数で割りますと、25年度の入浴者数2万6,547から北部圏域の入浴者を差し引きまして、残りが洗馬の入浴者としみますと、1万7,279人になりますので、この人数で直接経費を割りますと、374円という数字が出ます。その1万7,000人余の数字を入浴券、回数券で案分しますと、このような数字になりまして、収入は408万6,300円を見込めると想定させていただきました。

済みません、座って、じゃあ、説明させていただきます。

次のページをお願いいたします。次のふれあいセンター広丘の入浴料金の検討につきまして。やはり1番では、同じように300円と1,500円の提案をさせていただいております。米印は、同じように検討した内容になります。一番下の米印になりますけれども、光熱水費につきましては、まず3枚目の資料の直接の電気料と水道料に83.5%、減少するで一番減少したときがどのくらいになるかということで掛けまして出ました数字、電気料については140万、水道料については210万という数字を使いまして、これを足しまして、光熱水費が。申しわけありません。広丘につきましては、ペレットボイラーを導入するということで、今、計算上では年間82.5トンを使用するであろうということで想定をさせていただいております。先日、視察にいつてまいりましたら、ペレットボイラーの場合は、実際の計算で出る数字よりも余熱の利用が可能であるので、経費とすれば8掛けくらいを見ておけばいいのではないかとというアドバイスをいただいておりますので、8掛けにしまして、今いただいておりますキロ当たりの単価46円を掛けまして、ペレット燃料代が300万ということで推計させていただきました。直接経費が650万円と、それから施設整備の保守点検に100万円、もともとの数字が5%の消費税のところ、電気料、水道料を計算しておりますので、5%から8%に値上げになる分の増税分を計算し、21万4,000円くらいになります。これを足しますと、経費771万4,000円で、入浴者数につきましては、9,268人という北部圏域の洗馬の利用者がおりますけれども、この方たちが全員洗馬には行かずに、ふれあいセンター広丘ができた場合には広丘を利用するであろう、またそれ以外にも同じくらいの人数的に利用していただけるのではないかとということで、約1万人の倍ということで2万人を利用者として想定させていただきました。経費771万4,000円を2万人で割りますと、386円という数字が出ます。この洗馬、広丘のそれ

ぞれの直接経費を利用者で割りまして、1人当たりの経費を計算しますと、それぞれ374円、386円という数字が出るわけですけれども、ふれあいセンターにつきましては福祉施設ということもありますので300円、切り捨てるのが適当であろうということで300円を提案させていただいたものです。私の説明は以上です。よろしくをお願いします。

○委員長 じゃあ、説明を受けましたので、ここで休憩といたします。午後1時再開といたします。

午前11時54分 休憩

---

午後1時00分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開します。質疑を始めます。委員の皆様から御質問、御意見ございますでしょうか。

○永田公由委員 先ほどの説明の中では、いわゆる清掃委託料については、収支の計算書でもらった中では180万円ほど、ふれあいセンター洗馬でかかっているんですけど、要するに、浴場の清掃というのはどうなってますか。

○福祉課長 委託してあるシルバーの方も一部分を担っておりますし、マイクロバスの運転手さんがお掃除に携わってあります。全体の中でやっているということでお願いいたします。

○永田公由委員 そうすると、その方は毎日施設管理業務という形で浴場の清掃に当たっているという理解でいいわけですね。

○福祉課長 はい、そうです。

○永田公由委員 それから、この施設の建設費は、約2億5,600万かかっているわけですけど、この起債の償還、いわゆる借金の返済ですけど、これは毎年どのくらいの返済額になっているのか、わかったらお願いいたします。

○福祉課長 毎年、約1,800万円の償還で、平成20年から平成30年までの10年間の償還になっております。

○五味東条委員 根本的な、私、聞くんですけども、わからないであれだけ。要するに公衆浴場とね、この浴場との違い。公衆浴場は大体500円だとか、例えば、大芝の湯だとか、ロマネットのところも500円ぐらいだね。例えばそこのヘルスパ塩尻なんか700円ぐらいして、いわゆる浴場として営業していると思うんですよね。これは300円ということなんだけど、公衆浴場との違いってというのは、どういう区別になるわけですか。

○福祉事業部長 公衆浴場との違いということですけども、条例の中に、公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の規準に関する条例というのがあります。これは、22年に改正になったんですけども、それまでは、一般の公衆浴場と、そのほかにその他の特別の公衆浴場っていうのがありました。その後、法改正で全部一般の公衆浴場の中で、部類の中で1つとして、その他の公衆浴場というふうに規定がなされるようになりました。それまでは、特殊公衆浴場ということで、一般の銭湯みたいな公衆浴場、そのほかに特殊公衆浴場っていうのがありました。その中で、保護または保養のための施設を設けるものということで、老人福祉センターみたいなものはこの特殊公衆浴場ということで、これまではなされました。今、法改正があって、普通の一般公衆浴場とその他の公衆浴場というふうに分類されることになりました。この塩尻にありますふれあいセンターだとか老人福祉セン

ターは、それぞれ老人福祉センターA型、B型それぞれあるんですけども、それによる許可を得る中で浴場として利用できる。そして、一般の桑の湯さん等においては一般の公衆浴場、というふうに申請をしていただく中で、一般の公衆浴場については価格の統制ということで400円、その他の公衆浴場というのは、それぞれの施設によって価格の設定ができるということがあります。その中で、老人福祉法及び老人福祉センターの設置及び運営についてということがありまして、その中で、老人福祉センター等の場合は、必要により費用を徴収する場合にあっては、当該利用に直接必要な経費以下の額を徴収することができる。それを市町村が関係するにあつては条例にということがあるものですから、今回、載せさせていただいた。直接経費ということで今回考えさせていただいたのが、水道光熱費ということです。

○五味東条委員 じゃあ、いわゆるその他の公衆浴場、特殊公衆浴場っていう位置づけなわけですよ。そこは、いわゆる不特定多数の人が入っても構わないってことですか。

○福祉事業部長 それは、不特定多数の者が入ることも許されます。

○五味東条委員 許される。

○福祉事業部長 ということで、特定の者じゃなくて、多くの者に入っていただいても結構ですよということになります。

○五味東条委員 ならば、要するに、公衆浴場法っていうのがあるわね。その浴場法には適用されるんですか。

○福祉事業部長 その中の公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例の中に、このふれあいセンターも入ることになります。

○五味東条委員 ということは、例えば具体的にレジオネラ菌とかってあるわね。要するに、公衆浴場なんか、その検査しなきゃいけないっていうね、法律の中にあると思うんですよ。そういうような検査だとかそういうものはやらなきゃいけないってことになるわけですか。

○福祉事業部長 それは、県の条例等によってそれぞれ浴室内の採光の関係だとか、ろ過のことだとか、それぞれ規定がありますので、この中でそれぞれの検査基準にのっとって運営するということになります。

○五味東条委員 例えばレジオネラ菌って言ったかな、そういうのは、例えばどのくらいに検査しなきゃいけないっていう規定になってるわけですか。

○福祉事業部長 それぞれ水道水は塩素系の薬剤を用いるとか、それぞれこの中にありまして、その中でレジオネラ菌をどういうふうにしなさいとか、みんなそれぞれ規定があるものですから、その中でそれぞれ毎日の検査だとか。そうですね、例えば、この中に大衆浴槽内の湯水の共用に供しないこと。要は、1回出したものは使つてはいけないとか、それとレジオネラ属菌が繁殖しないよう湯水を塩素系薬剤等で消毒する場合は、とか、それぞれみんな規定があつて、これにのっとってそれぞれの施設は運用していくということになりますので、この設置に当たっては保健所と協議して設置をするということになります。

○五味東条委員 その具体的な業務を行う人は、誰になるわけですか、この場合は。

○福祉事業部長 これは、市が指定管理者を今度お願いする中で、指定管理者が責任者ということで浴槽は管理していくということになります。

○五味東条委員 いろいろ聞いていけないけども、要するに、今、浴場の管理人だとかっていうときに、運転手さんが兼務してやりますっていうような話でしたよね。掃除だとかそういったものもね。やっぱりそういうこと

も十分知った上でやってもらわないと、もしもね、いわゆる公共施設になるもんだから、いわゆる不特定多数でお金を取っているんだから、その辺もやっぱり気をつけてやってもらわなきゃいけないと思うんですよ。きちんと法律に基づいて。

○**福祉事業部長** それは、施設管理者、所長が全管理者となりまして、その外にそれぞれ検査等を定期的に行う中で運営をしていくと。それはもちろん、仕様書だとかそれぞれの中でうたって協定は結んでいくということになります。

○**委員長** よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

○**副委員長** 第12号の条例の提案の仕方っていうかなんですけれども、ふれあいセンター条例の一部を改正する条例という題名になっていて、その中身を見ますと、塩尻ふれあいセンター広丘を設置するっていうことと、入浴施設の1回当たりの利用料金を300円にするっていう、この2つの内容が含まれた条例案ということだと思うんですよ。これ、例えばふれあいセンター広丘だけであれば、こういう提案も、あ、そうかとかいうこともあるんですけど、既にふれあいセンター洗馬が既存施設として運用されていて、今200円で現に運営されてるわけじゃないですか。そういうものをやるときに、こういう形で、何て言うか、寝耳に水って言うであれですけど、広丘の皆さんはこれからつくる施設っていうことなんですけども、ふれあいセンター洗馬を利用されてる方たちから見ると、その経過が説明、例えば消費税絡みで料金改定を全市的にやった中で含まれてなくて、今回に先延ばししてたんだとか、そういうことを事情を説明されているわけじゃないので、利用者の皆さんは新聞報道などで急に知ってくっということになるわけなんですけども、その辺を、既存の施設を利用されてる皆さんに対しての説明とか、そういう機会っていうのは、さっき利用委員の皆さんとは話をしたということ言われてましたけども、利用者の皆さんに対してのそういうことは今までやってこなかったですか。

○**福祉課長** ふれあいセンター洗馬の利用されてる皆さんに対しましては、センターのほうですね、顧客満足度を上げるためのアンケート調査などもしております、その中で料金についても改正してもいいんじゃないかというような意見も寄せられてきておりました。なので、そういうことも踏まえまして、また消費税改正に伴います庁内統一の改正のタイミングもありましたけれども、広丘が27年にはオープンするということであわせて検討することということで先延ばしをさせていただいてきてます。ですので、検討の前提の中にはですね、洗馬のアンケートの中では、料金は上げることも検討してはどうかという御意見があるということ踏まえさせていただいて検討してきました。ただ、それが利用者の皆さんに周知してきたかっていうと、ちょっと不足していたかなとは思っております。

○**副委員長** 済みません、今、利用者からアンケートの中にそういう容認をするような内容のものもあったってことを言われたんですけども、私たちのこの委員会がこのことが審査されるっていうことで、利用者の方たちの中で、300円は急な値上げに感じるっていうことで、よく検討してほしいっていうことでね、声が上がったということで署名をね、集めていただいてこちらへ届けていただいたんですよ。そこが、ここに141人の皆さんが書いていただいているっていうことで、皆さんのほうはアンケートでそういう声もあったっていうことなんですけど、私たちのところでは、よく考えてほしいっていうことを声を上げた方たちがそういう形で意見を表明されているっていうこともあるので、いろいろな形でね、委員会の中で審査を深めさせていただくということで進めていかざるを得ないっていうか、いくことが、こうやって声を上げていただいた皆さんに対しての委員会と

しての責務ではあるかなというふうに思っていて、いろんな質問をさせていただきたいと思っているところですが。

先ほど、利用委員会のことなんですけど、ふれあいセンター洗馬は利用委員会がもう既にあるわけなんですけど、ふれあいセンター広丘については、これから設置というか、今、条例案が出ているわけなんです。その委員会じゃないけども、委員会のような組織っていうことをつくって300円について話をしたってようなことですか。

**○福祉課長** 広丘につきましては、洗馬の利用委員会の構成メンバーを参考にしまして、圏域の区長会のほうに投げかけをいたしまして、それぞれの圏域から代表者が出られるように推薦をしていただきまして、利用委員会を設置いたしまして利用委員会の中で検討をさせていただきました。

**○副委員長** そうすると、施設はまだ竣工もしていないし、指定管理についても決まっていないという状態だけれども、利用委員会はつくったということ。

**○福祉課長** そのとおりです。広丘を建設するに当たりまして、区長会の皆さん集まっていたいただいて、施設の内容等を御検討いただく中で、洗馬では利用委員会を立ち上げてその中で運営方法だとかいろいろなことを検討しているんだということを御紹介させていただいて、広丘についてはどういう進め方をしていったらよろしいでしょうかということ投げかける中で、全区長さんの御同意の中で委員会を設置をして検討をするということに決まりまして、委員会を設置させていただきました。

**○委員長** よろしいですか。ほかにございますか。済みません、1つ、お願いします。

今回は、条例は一部を改正する条例なんですけど、現在ある条例の中で、休館日、利用時間等は定まってるんですが、休館日は、せっかく市内にふれあいセンターというのできるのに同じ曜日をお休みにするというのでしょうか。

**○福祉課長** 条例の中ではそのような定義になっておりますけれども、場合によっては、市長に相談していただければ変更することもできるという但し書きも入っておりますので、指定管理者が、これから公募をして決定していくわけですが、その中で新しい広丘の指定管理者になったところで、洗馬はこうだから、広丘のほうはこうしたいとか、また逆に、洗馬のほうで休館日を変えたいとかっていう提案もあるかもしれませんので、条例はあくまでも条例としてありますので、それ以外のところで提案があれば検討をしていきたいというふうに考えております。

**○委員長** 条例の一部を改正する条例案を出すときに、ここの内容全ては見直したわけではないということですね。これからふれあいセンター広丘が設置されてから、また新たに条例を改正をしていくということでしょうか。

**○福祉課長** そうではなくて、あくまでもこの条例はふれあいセンターの設置条例ですので、洗馬とか広丘とか、これから予定されるであろう東部圏域のふれあいセンターも含めてふれあいセンターとして考えておりますので、同じ条例で対応していくということになりますので、それぞれのふれあいセンターごとの条例を設置する考えはありません。

**○委員長** それぞれに条例を設置するのではなくて。だから、休館日とかを定めたままにしていると、幾つふれあいセンターが市内にできたとしても、休館日が全部そろってしまったりってことがあるので、こういう条例を改正するときに、今回は広丘がもう既に来年オープンすることが決まっているので、それを検討した上でこの

ままなのか。料金については利用委員会があって検討もされてるようなので、こういったほかの内容も検討されたかどうかということをお伺いしています。

○福祉課長 但し書きの中で、休館日等については変更ができることになっているものですから、特に利用委員会の中では休館日を変えてほしいという意見もありませんでしたし、今のところは条例どおりの休館日で行きたいというふうに考えております。

○副委員長 ふれあいセンター条例の第11条に利用料の減免というのがありまして、指定管理者は、特に必要があると認めたときは、利用料の減額又は免除することができるという条項がありますが、これまでにこういう、どういう場合が想定されるのか、ちょっと実際にあったかどうか。

○福祉課長 今までにこの条例に適用して減免をしてきたことはありませんでした。

○副委員長 条例つくるときには、よくよく考えてきつと条項っていうのはつくられると思うんですけども、何かを想定されたのかなと思って質問したんですけど、あれですかね。

○福祉課長 済みません、開設当時からいなかったものですからしっかりはあれなんですけども、災害等が発生した場合には、200円はいただかなくても入浴ができるというようなことを想定していたと考えております。

○副委員長 この別表のところを見ますと、小学生以下の料金は無料とするっていうのがあります。今回、値上げっていう形の条例改正なんですけども、場合によってはね、例えば後期高齢者であるとか、いろいろな区切りはあると思うんですけども、高齢者についてもこういった検討っていうものはできないものではないでしょうか。

○福祉課長 今回、子供の料金をどうしようか、また高齢者についてどうしようかということも検討いたしましたけれども、あまり細かい区分をつけてしまうと、今度は受け付けのところでは煩雑になってしまうという中で、200円の料金設定をさせていただいたときと同じように、中学生以上、小学生以下ということで2つの分類に分けてやったほうがいいのではないかと結論に達しまして、今回、200円の設定をさせていただいたときと同じ区分にさせていただいています。

○副委員長 私は、今回よく検討していただきたいっていう署名なのでね、値上げしてもらっちゃ困るっていう署名ではないので、寄せていただいた方たちがね、やはりそういった、本来このふれあいセンターっていうものが福祉施策の中の一環としてね、つくられていることは間違いないことで、そこへ出かけて行って多くの人と交流をしたりする、入浴をしたりすること自体がこの趣旨にも合っていることでもあるわけなので、それが生かされるようにこの条例をさらに検討していただきたいっていうか、利用委員会などでもね、そういう観点で、区分が複雑になるっていうけど、登録をするわけですから、登録をした人が利用していくわけですから、そこら辺は毎回毎回、あなた何歳ですか確認するわけではないので、そこら辺はそんなに複雑になるっていうふうに考えずに、より豊かに利用できるかっていうような立場でこの施設が生かされていくような、そういう検討をしていただきたいなと思うんですが。

○福祉課長 お配りした資料の一番下に黒ボツで書かしていただいておりますけれども、ふれあいセンター洗馬の入浴料金の値上げの検討についてというところでは、ふれあいセンター広丘の建設により利用者が減少することが考えられるので、料金設定については今後も検証が必要と考えている、また、広丘につきましても、洗馬を規準としているため、料金設定については今後も検証が必要と見られるということで、課題は十分感じております。また、ふれあいセンター洗馬の利用委員会の中では、消費税も改定されること、また物価も上がっているこ

との中で料金の値上げについてはやむを得ないけれども、その分を講座の中身を充実することで利用者の満足度を上げてもらうことも1つの方法ではあるので、そういう内容についても検討してほしいという意見が出されておりました、そのときには洗馬のセンター長も一緒に委員会に出ておりますので、そういう内容もあるという、意見もあるということも十分承知をしておりますので、今後、講座の充実、また料金についても利用者の状況を見ながら検証していきたいというふうには考えております。

**○福祉事業部長** 実は、ふれあいセンター洗馬の200円の当時に、実は60歳以上とか70歳以上をどうするかというような話もありました。その中で、そのときの利用状況等を調べた中では、60歳以上の方が65%から70%という状況でした。その中で60歳以上の方からもう減免だとか安くした場合には、このメリットはどこにあるのという話があって、そのときは、全て小学生以下は無料で、中学生になったら200円いただきますようねということになったんです。ということが、200円のときのことになります。ですので、そのときも、やはり高齢者は今まで苦勞してきていただいた皆さん、本当にこれからは健やかに生きていただかなくちゃいけないんですけども、やはりこの施設においては、使っていただく方はそんなに多くはないだろう、その中でやはり利益を享受する方にはそれなりの負担をしていただきたいということで、60歳以上の方にもそれなりの負担をしていただくというのが原点でございます。

**○副委員長** 課長の答弁は、そういうことを踏まえた上での課長の答弁というふうに聞かせていただいているんですね。

ふれあいセンター広丘の場合は、ボイラーにペレットボイラーを使うというようなことで、新しいエネルギーを導入するモデルケースでもありますよね。これに対して、市としてやっぱりモデルケースとして、これから例えばバイオマスツアーとかが始まれば、必ずコースに組み込まれる施設にもなるわけで、そこら辺に対して市は適切な補助金とか、そういった、設置をしていくわけで、これからランニングコストが受益者にのしかかってくっていくふうにならないように、モデルケースでもあるので、やっぱりそこが始まりということで、そういった配慮もしていただく必要があるかなというふうに思いますので、コストの計算のときには、ぜひそういうことも含めてお願いしたいと思います。

**○金田興一委員** ちょっとお伺いしますが、この一部を改正する条例については、提案された内容については理解をできるところですが、お聞きしたいのは、1つには、例えば浴室、脱衣場も含みますけれども、ここらのところへの備品だとか消耗品の設置については、条例で何か決められているものがあるわけですか。もうちょっと詳しく言えば、例えば脱衣場のところには扇風機だとか体重計だとか、あるいは浴室には石けんだとかシャンプーだとか、こういうものの設置、配置について何か決められたものがあるんですか。

**○福祉課長** 特にありません。

**○金田興一委員** もうみんななんかもうちょっと奥歯から物を出して言やあいいけど言わないんで、私が言いますが、このふれあいセンター条例の一部を改正する条例、提案理由についてもよくわかります。市民の福祉活動を支援しということと、地域福祉の推進を図るということ、この点についてはもう十分理解をできるところですが、それと、広丘を設置をするというのもこれはもう問題ないと。ただ、入浴施設の1回当たりの利用料金を300円とするという、ここらが引っかかっているとこだと思うんですが、振り返ってみれば、平成20年の開設から3年間は無料ということで、かなり地元の皆さんにはインパクトがあったと思うんですよね。だがそれが、2

3年度から有料化をされた。これもやはり、いろんな受益者負担だとか、いろんな多くの意見の中から料金の設定をされ、今回広丘を設置するについて、料金、これを300円に統一をしたいという、ここの点についてもいろんな資料いただいたりして理解をできる場所ですが、私もお電話いただいたり、実はほかの利用者の方からの話というようなこととお話をいただいてまして、その中に、山形村の村営のいちいの湯というのがあるそうですが、ここの場合の回数券の話も聞きましたが、その中でいちいの湯というのはシャンプーやボディシャワーを常時備えつけてあるということで、この際、300円にするについては、塩尻のふれあいセンター洗馬、広丘、あるいは社会福祉センターも含めるのかどうなのか、お風呂にやっぱり石けん、頭洗うシャンプー、この常設をして、ある程度人心を安定させたらどうかと、こういう御意見をいただいておりますが、いかがなものでしょうか。

**○福祉事業部長** いちいの里も、やはり入浴料は1回300円ということになってるかと思います。内輪の話をしてはいけませんけれども、皆さんのところにこのふれあいセンター洗馬の収支状況が行ってるかと思います。この中で、収入が指定管理料、それと洗馬の利用料金収入を合わせまして3,400万ということになります。裏の302というところを開いていただきますと、それぞれ支出の関係で3,200万円ということで、200万は黒字ということなんですけれども、この黒字、実はここから法人関係の繰入金といいますか、繰り出しをしなくちゃいけないんです。それは、事務費として8%だとか、また退職手当の積立金をしなくちゃいけないんです。その関係で、それぞれ収支をしますと、303と書いてあるところの当期資金収支差額合計というのが出てくるかと思います。これが、マイナスの119万1,000円ということになって、実際に社協さんは、ふれあいセンター洗馬の今の状況だと110万は赤字だということになるわけです。これが、例えば今回200円を300円にさせていただくということで、その100円を上げることによりまして、大体、人数が減ってくる中で収支トントンになるのかということがありますんで、指定管理者の社協、洗馬においては社協、またふれあいセンター広丘においては新しい管理者になるかと思いますけれども、その方とも相談する中で、できれば、ふれあいセンター洗馬に限ってですけども、シャンプーだとか石けんについては、いちい並みになるようにというようなことを相談はしていきたいというふうに考えております。

**○金田興一委員** かなり前向きな答弁と捉えてもいいわけですね。

**○福祉事業部長** はい。ということで、一生懸命頑張っていきたいと思います。

**○金田興一委員** ぜひそんな形で、最低でも石けんやシャンプーくらいは備えるようお願いをしたい。今、聞けば、特に条例上こういうものについては定めがないということなので、やはりこういう大きな1つの転換期のときには、本当に今、部長から返事がなければ、理事者がそのくらいのあれを示せということでお願いをしたいと思ってましたけれども、部長から大変前向きな御答弁をいただきましたので、大きく期待をして、私のほうは条例については賛成の態度を表明させていただきます。

**○五味東条委員** 今の説明では、なからトントンになるという説明なんだけど、今のこの300円にするに当たってね、その計算は、例えばこれ計算してれば374円かなんかかかると。74円不足してるわけでしょう、300円だと。広丘でもそうなんですけど、それでトントンになるわけ。

**○福祉事業部長** 説明の仕方が少しいけなかったかなと思うんですけども、実際、去年自分たちが議会に諮るときに、2つの施設をやった場合には、建てた場合には、800万くらいは赤字になりますよと話をさせてもらい

ました。その中で、お認めいただいた中で広丘を建設することになったんです。今回、300円にさせていただくと、大体これが、ひと負担520万くらいがまだ赤字になるかということがあります。その中で、それぞれのこの赤字分って言いますか、これは、市からも出しますけども、指定管理の中でやりくりをしていただくということになって、先ほどの社協の収支のとおりには社協さんが頑張ってくださいと、ふれあいセンター洗馬では、なからの数字になれるようには、これからもそれぞれの職員だとか囑託さんの関係、それぞれ精査していただく中で、なからの事業運営ができるように、社協にも相談をさせていただくということに、お願いをしたいと思います。

**○五味東条委員** 私も具体的に言えばね、ほかの例えば湯へ行けば、シャンプーだとか石けんはね、備えてあるのが普通なんですよ。だけど、例えば、要するに福祉センターへ行けば、いわゆる公衆浴場でもそうだね、単なるわかしてあるだけの湯でしょう。石けんとかシャンプーなんかないでしょ。だから、当然、トントンであるならば、そのぐらいのサービスはしてもいいと思ってるんだけどさ。だから、例えば、それと同時に、今の言うように、洗馬とね広丘と、こっちはシャンプーと石けんがあるが、こっちはねえわじゃね、同じ施設でもおかしいことだ、その辺はできるだけ節約してもらって、ありゃ、それにこしたことはないと思いますがね。お願いします。普通500円の湯なんかへ行けば、当然あるでしょ。自分でタオルだけ持ってきやすいでしょう。例えば健康ランドなんかへ行きゃあ2,000円くらいかかるんだけど、あれはもう、ただ手ぶらで行きゃ全部ね、いわゆる営業でやってる浴場だから。それはそれとして、要するに、普通の公衆浴場っていうのは、大体500円ぐらいでシャンプーと石けんはついてるわね。自分でタオルだけ持ってきやすいわね。いかがですか。

**○福祉事業部長** 21年だったと思うんですけども、社会福祉センターだとか老人福祉センターの利用の委員会というものがありました。その中で、それまでは老福だとか社福には、シャンプーだとかお茶を用意してあったと思います。石けんもあつたんですけども。その中で、やはりそれぞれ人に合ったシャンプーがあるから、個人持ちでだとか、衛生面の関係で、そのときは皆さんにお願いする中で、石けんとシャンプーはそれぞれの老福だとか社福にはこれからは置きませんということで利用者さんにも御理解をいただく中で、石けんとシャンプーの設置というのは廃止をしました。今回ですけれども、ふれあいセンターですので広丘と洗馬に限っては、やはり使用料をいただくということなものですから、それぞれの施設に平等な状況と言いますか、片方はシャンプーがあつて、ほかはないということのないよう、それぞれ公平性って言いますか、丈をそろえるような形でサービス等についても指導をしていきたいと思ひます。

**○委員長** よろしいですか。回数券のことについて、ちょっとお伺いしたいんですが、今後も回数券つくられるようなんですけど、現在、回数券っていうのは期限は設けられてるのでしょうか。

**○福祉課長** 特に有効期限等は設けておりません。

**○委員長** じゃあ、言いかえれば、今の安いうちに束でたくさん、2万6,000人くらい入浴されてる方の実人数が1,246名っていうことだと、1人月に1回もしくは2回ぐらい利用されてるっていうような、20回ぐらい年間で利用されてるようなことを考えると、そういった方はもう束でずっと買ってあげば、その200円の料金で使ってもいいということですか。

**○福祉課長** 洗馬でしたら、今、回数券を販売しておりますので、束で買ってあげば、洗馬は利用が可能だと思いますけれども、広丘の券は4月1日以降の販売になりますので広丘の利用はできませんので、そこら辺のとこ

を承知していただければよろしいかと思えますけど。

○委員長 ふれあいセンターの入浴施設の回数券ではなくて、それぞれの施設の回数券ということですね。

○福祉課長 そのとおりです。

○委員長 わかりました。

それから、市内外の区別の件なんですけど、午前中にも少しお話が出てましたけど、条例の6条を見ると、市内に住所を有する者、その他指定管理者が適当と認める者は利用できるというふうになってますが、先ほど言ったように、市内に住所を有する方のところへ、何かの理由で市外の方が来られた方は同じ料金で利用することができる。そういった場合に、例えば市外の方はもう少し負担していただくという考えはないでしょうか。

○福祉課長 特にそういう考えはありません。

○委員長 今後もないということですね。

○福祉課長 はい、そうです。

○委員長 今回、新しい施設がもう1つふえるということで利用料金等の見直しがあったわけですが、また東部圏域が3年後に建設されるであろうということで、そのときにまた使用料の見直し等が発生はしてくると思うんですが、基本的に考え方は、3つの施設、ふれあいセンターという施設が、受益者負担の部分がトントンになって赤字にならないような形でまた料金改定があるってということですか。

○福祉課長 手数料、使用料につきましては、消費税の改正とか、3年に1回とかということで、庁内全体的な方針をもって見直しをしておりますので、その都度見直しをしていくことになりまして、また、東部圏域のふれあいセンターが建設する時期もあると思いますので。今回も、本当でしたらこの4月からの改正見直しのときに一緒に検討しなければいけなかったんですけども、1年先、27年の4月に広丘がオープンするというので1年先延ばしをしてきているというような経過もありますので、東部圏域につきましても、建設、オープンのタイミングを見ながら、また、市の中、統一しての見直しのタイミングとはかりながら、検討をしていきたいというふうに考えております。

○永田公由委員 今回、先ほど鈴木委員が言われたように署名があったということは、やはり新聞でいきなりぱっと発表されたということに対する不信感っていうようなものがあって、多分こういったことにつながっていると思うんですね。あくまでもこういったふれあいセンターというものは、大衆浴場、いわゆる公衆浴場じゃないということ、地域活動の福祉の拠点施設であるということ、まずね、広く市民の皆さんに知ってもらうことが大前提だと思うんですね。その施設にお風呂があると、こういう理解でないと、銭湯と取り違えちゃってるということになると、その料金のこういう設定についていろいろとごたごたが出てきちゃうと思うんだよね。だで、その辺の説明っていうのはやっぱりきちんとしてかなきゃいけないし、利用者に対する説明というのも、やはり担当課のほうで責任を持ってやっていただくというのが、私は必要じゃないかというふうに思います。ただ、こう数字を見たり、今までの起債の償還だとかいろいろ考えていったときに、やはり受益者、利用者からは相応の負担はこれからもしていただければ、公平性という点からもね、やはり不平等が生ずると思いますので、私も金田委員と同じように、この料金改定については認めていく方向ですけども、やはり理解を得るためにはそういった努力をしていただきたいというふうに思います。

○委員長 ほかにありますか。もういいですか。

じゃあ、いろいろ意見が出ましたが、附帯決議をつけるほどではないですけども、こういった1, 246名の中の141名の方たちが署名を集めたっていう、それもととも短期間の間にそこの利用者の方がそういうふう  
に署名を集められたということをしっかり心に置いていただいて、今後の広丘がオープンするときにまたいろ  
んな細部に関しても決めていかれると思いますが、そのあたりしっかり検討をしていただきたいということをお願い  
申し上げます。

○副市長 私から一言申し上げたいと存じます。このふれあいセンターをそもそも洗馬につくる、あるいは3圏  
域につくるっていうものはですね、御指摘をいただいたとおり福祉目的で、福祉のために、あるいは地域コミュ  
ニティの醸成のためにですね、そもそも存在もするし、つくるものでございます。ただ、ふれあいセンター広丘  
をつくるときにですね、これは議会も御議論をいただきましたが、そこに入浴施設をつくるということが果たし  
て適当かどうか。今の時代の変遷の中でですね、適当かどうかということは大分議論をしていただきました。そ  
ういう意味では、あの洗馬があるんで、広丘も入浴施設を、当初私ども市側としてはですね、介護の入浴施設は  
つくるけれども、こういう公衆浴場的なものはいかがなものか、こういう御提案をしまいでございます。しか  
しながら、住民の皆さんと色々なお話し合いを続けた結果ですね、やはりコミュニティを維持するためには、  
入浴施設は今のところ必要だという御意見をたくさんいただいています。そうなりますとですね、ふれあいセン  
ターそのものの福祉目的と、それから私どもが考えておりますその入浴施設のあり方というものはですね、公衆  
浴場は御承知のとおり市内でもう1カ所しかなくなってしまっております。したがって、いざ災害のあると  
きとか、あるいは、本当に自宅で入浴ができない方、そういう方がですね、お入りをいただく施設としてやっば  
りきちんと行政が確保していくべきではなかろうかということで、広丘につくらせていただいたということでご  
ざいます。ただし、公衆浴場と似て非なるものと言やあおかしいんですけども、非常に近い関係にございますの  
でですね、そういう利用者の負担については、それは住民の皆さんにお願いをしましてですね、全部とは言いま  
せんけれども、その一部については御負担をいただくと。逆に、入浴を目的だけに来ておいでをいただく方々は、  
これは公衆浴場と全く性格的には変わらないわけです。そういう意味からしてですね、一部のコストについて御  
負担をいただくということは、ある程度許容をしていただけるものかなあというふうにご検討を御提案申し上げた  
次第でございます。

なお、条例の施行は、来年の4月1日を予定をさせていただきますんでですね、こういう意味でこの条例が値上げ  
ということで、周知期間を6カ月とらせていただいております。先ほど、ちょっと話題にも出ましたとおり、  
回数券を少し仕入れておけばですね、その間だけは従前の値段で御利用いただけるということもまたわかりで  
ございます。またそれも知恵だというふうにご検討をしておりますので、ぜひこの視点を御理解いただきまして、それか  
ら先ほど御提案がありましたサービスの点につきましては、そういう意味も込めましてですね、できるだけの検  
討をさせていただきたいというふうにご検討をしておりますので、ぜひよろしく御願ひ申し上げます。

○委員長 それでは、ほかに質疑はよろしいでしょうか。

次に自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 討論を行います。ありませんか。

○副委員長 ふれあいセンター条例の一部を改正する条例につきまして、私は、ふれあいセンター広丘を設置す

ることには、求めてきた立場でもありますし、賛成するものであります。今回の入浴料の値上げにつきましても、先ほどから説明もいただき、理事者からも御発言いただいている中でありますので、ただ残念だったことは、今回、こういうふうになっていくのについて、既存の施設として現在200円で利用している方たちに対して向き合った説明というようなものが行われてこなかったということが。利用委員会は確かに利用者の代表として機能していただいている組織ではありますけれども、せっかくそこへ利用に来ている方たちに向かって考え方を説明する機会というものを設けていく、そういった姿勢が求められるものと思っています。今後、このふれあいセンターの運営に当たる中でも、いろいろな場面でそういうことが必要になってくることもあろうかと思っておりますので、ぜひ利用者の皆さんに理解をいただきながら、大いにこの施設が活用されるように向き合っていただきたい。そのことを申し上げたいと思います。

○委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第12号塩尻市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第12号塩尻市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午後1時52分 休憩

午後2時00分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をします。

### 議案第13号 塩尻市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例

○委員長 議案第13号塩尻市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例についてを議題とします。説明を求めます。

○こども課長 それでは、議案第13号から議案第16号までの新設の4本の条例案の説明に入ります前に、これら全てに関連をいたしますので、冒頭若干お時間をいただきまして、子ども・子育て支援法につきまして概要の説明をさせていただきたいと思っております。よろしいですか。簡単に済ませますので。

昨日お配りさせていただきました、すくすくジャパン！というこのパンフレットによりまして説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。子ども・子育て支援制度につきましては、委員の皆さん御存じのとおりですね、主に都市部を中心として増加しております待機児童の対策というものが第一の目的でございますけれども、3、4ページに書いてございますように、施設型給付というものと、それから地域型保育給付という、この2つの制度を定めまして、より充実した教育・保育を提供するというようにしております。

まず、いろいろ言葉が出てまいりますけれども、教育・保育施設といいますのは、ここにごきます幼稚園、それから保育所、認定こども園とございます。この3つを施設型給付ということでひとつ定義をしております。

その紫色、右側でございますが、地域型保育ということで、その下のほうに4つのタイプということで、家庭的保育ですとか、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育というふうに書いてございます。これが地域型保育というものでございまして、それぞれ対象年齢児につきましては、幼稚園が3歳から5歳、保育所はゼロ歳から5歳、認定こども園もゼロ歳から5歳と。それから、特に新しく設けました地域型保育につきましてはゼロ歳から2歳という、このところにも書いてございますが、待機児童の多いゼロ歳から2歳を対象として事業をふやしたものでございます。

これにつきまして、これから条例の説明をさせていただくわけですが、この地域型保育という、この紫のところちょっと注目をさせていただきますと、この地域型保育事業といいますのは、今回の条例の第14号のほうにですね、及びという後に、この特定地域型保育事業という言葉が出てまいります。その次の議案第15号のほうにまいりますと、特定家庭的保育等という言い方をしております、全く別の事業のようでございますが、これは同じ事業を指しております。ではなぜ2つの言い方をしているかと言いますと、子ども・子育て支援法という法律によりまして、この今見ていただいている地域型保育というものを規定しております、地域型保育というのは家庭的保育、小規模保育云々、この4つを言うんだよということを子ども・子育て支援法ではうたっております。それによって改正をされました児童福祉法という法律のほうでですね、家庭的保育とはこういうものですよ、小規模保育とはこういうものですよという、この中のですね、各論的な今度、説明が入ってきます。それぞれについて条例で基準を定めなさいというふうに定めているのが、子ども・子育て支援法で定めているものなのか、あるいは、児童福祉法で定めているものなのかによってですね、根拠法令が変わってくるということで、法律、条例名も変わっているということでございます。また、条例を説明するときに、その点については御説明申し上げたいと思います。

1枚めくっていただきまして、今3、4ページで申し上げましたように、施設型給付というものと、それから地域型保育給付というものがございまして、そのほかにですね、地域の子育て支援の充実ということで、そこに4つですかね、ポワーンとして書いてございますが、一時預かりですとか、病児・病後児、放課後児童クラブ等、今までございましたメニューでございます。こういうものをよりまた充実をさせていくということのほかにはですね、今後は、そこに対してファミリーサポートですとか、あるいは保育所の延長保育事業、あるいは妊婦検診等も充実させていくというようなことが定められているところでございます。

1枚めくっていただきまして7ページ、8ページをお願いいたします。議案第13号でも説明いたしますけれども、子ども・子育て支援法の19条に1号から3号までの認定という言葉が出てまいります。1号認定、2号認定、3号認定とはどういうものを言うのかと言いますと、8ページの上のところに3つの認定区分ということで書いてございます。1号認定と言いますのは、教育標準時間認定と書いてございますが、お子さんが満3歳以上で教育を希望される場合。利用先といたしましては、塩尻市の場合には幼稚園ということになります。ですから、幼稚園に行かれるお子さんというのは、1号認定ということになります。次の2号認定ですが、満3歳以上で保育の必要な事由に該当し、これはまた後ほど説明いたしますが、保育所等で保育を希望される場合というのが、これが2号認定。同じ2号の中でもですね、今度は3歳未満が3号ということになります。ですから、2号と3号につきましては、保育の必要性がある皆さんということになります。こういうふうになっていけばですね、わざわざ1号認定という皆さんは、保育の必要性についての認定を受ける必要がないというふうに見えるんです

けれども、実際にはですね、法律の中では1号認定はどういうふうに書いてあるかと言いますと、次の2号認定に該当しない子供っていうふうになっています。ですから、2号認定をまず確定をしないとですね、1号かどうかがわからないということになりますので、まどろっこしいんですが、なので、1号認定の皆さんも2号認定、いわゆる保育の必要性の認定をしてもらってというのが法の求めているところでございます。

ちょっとまた後ほど御説明いたしますが、じゃあ、幼稚園に行くお子さん全員また市のほうにこの認定申請をしなきゃいけないのかと言うとですね、今と同じような運営をされている幼稚園の皆さんは必要ないということになります。つまり、国、文科省が管轄になるんですが、文科省からのいろいろ私学助成受けたりですとか、就園奨励費ですね、そういう補助金をいただいて運営をされる、今までと同じようにされるという幼稚園は、そのまま今と同じように、幼稚園とそれから保護者の皆さんだけの契約でいきます。ただしですね、今後、施設型給付という新制度に移行をするっていう希望を出された幼稚園については、この流れでいっていただくということで、この下の真ん中辺のところの青い色で、幼稚園等を利用希望の場合っていうところがございますが、今は1番、2番で、5番というふうになっておりますけれども、新制度に移行を希望される幼稚園については、3番と4番が新たに入ります。つまり、1番と2番というのは、今までと同じように幼稚園に入りたいですって言って、幼稚園のほうで、じゃあどうぞって言ってその内定が出ます。内定が出たら、その人たちの分を幼稚園がまとめて、今度、1号の認定に該当するかどうかということで認定申請を施設長のほうから市のほうにまとめていただきます。ですから、保護者の皆さんにしてみると、1回書類は1枚書かなきゃいけないんですが、それをわざわざ市に持って来るということではなくて、幼稚園に出しておけば、幼稚園のほうからまとめて市のほうに出していただく。そして市のほうで認定をして、この人は2号ではないということで1号認定というものを出すという、そういう流れになります。保育園につきましては、希望するしないにかかわらず公立の認定保育所は全てこの新制度に移行いたしますので、保育の必要性の認定が必要になってまいります。これにつきましては、本会議でも、部長のほうから答弁をさせていただいている中に、一括でということでお話もさせていただいております。これは、ここに書いてあるように、時系列でいきますと、1、2、3、4と、こう流れていくもんですから、まず保育の必要性の認定をしてですね、その結果、あなたは2号です、あるいは3号ですっていう認定を受けてから、保育所への利用申し込みをされるというのが、これが本来の流れになります。ただ、新規に来年度から入りたいという皆さんはこの流れでいいんですけれども、既存のですね、今入っていらっしゃる方々については、どうしても去年とことしと全然働きぐあいが変わっていないと、状況も変わっていない、そういう証明も出せるっていう方であればですね、わざわざ保育の必要性っていうのだけ認定を出してですね、その結果を待ってこれから入園の希望を申請するっていうのはちょっと手間でもあるしということで、そういう場合には、両方一緒に出していただいて、もちろん出すのはですね、認定証を出す時期っていうのは、若干、最初に保育の必要性を認めてから出すのか、あるいは、そういうものもひっくるめてまとめて出せるようにするのかっていうところは、今後の扱いの中でどういうふうにやっぺいこうかというのはありますが、なるだけ、利用者の皆さんがですね、とまどわないように、今までとそんなに変わらないっていうところを出していきたいなというところでの御答弁をさせていただいてございます。

次のページ、お願いいたします。9ページになりますが、こちらのほうには、保育を必要とする事由というところ、それから、保育の必要量、優先利用への該当の有無ということで書いてございますが、これは、2号と3

号の認定をする場合に当たって考慮される点ということで書いてございます。1番の保育を必要とする事由につきましては、この後、13号で詳細に説明させていただきますのでちょっと省かせていただきまして、2番の保育の必要量の部分でございます。今まではですね、保育に欠けているかどうかということだけで基準の判断をさせていただいております。ですけれども、今後はですね、この必要量の認定も一緒にするというので、標準時間の11時間か、あるいは短時間の8時間っていう判断もあわせてすることとなりました。これはどういうことかと言いますと、特にフルタイム等で働いていらっしゃる方というのは、8時間に1時間の休憩時間が入りまして9時間の拘束時間というのが普通です。そこに往復の通勤時間等を入れますと、どうしても10時間あるいは11時間という時間が必要になるということで、それを標準時間として定めると。そうではなくてですね、パートで働いているのでそんなに必要ないという方も当然中にはいらっしゃいます。そういう方々にはですね、64時間ということで、後ほどちょっと説明いたしますが、そういう時間以上働いていらっしゃる方であれば、短時間ということで8時間。これが今まで、通常今も行っている保育の時間ですけれども、通常8時半から4時半までっていう8時間ですが、この8時間に該当させて認定をさせていただくということでございます。3番の優先利用への該当の有無ということでございますが、ひとり親ですとか、あるいは生活保護世帯、そういうような場合であればですね、保育の優先的な利用が必要だと判断されることがあるということで書いてございます。

11ページ以降はQ&Aとなっておりますので、特にその部分で質問をしてくださいとかそういうことではございませんけれども、こちらの全般の部分はそういう説明でございます。

これから、条例4本を説明させていただくわけですが、根拠法令となる法律が、今申し上げましたように、子ども・子育て支援法という法律を引っ張ってきているものと、それから、見ていただければわかりますが、議案関係資料のですね、例えば17ページの議案第15号というのを見ていただきたいんですが、1番の提案理由のところに括弧で法律が書いてありますが、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律という法律がございます。これは何を言ってるのかと言いますとですね、子ども・子育て関連三法ってよく言われますが、ここに3つの法律が全部入っております、1つは、最初の子ども・子育て支援法という法律でございます。これは、新規に24年の8月22日に交付されておりますが、この法律ができたことに伴って、及び以下の1つの法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、これはもともとあった法律ですが、これはいわゆる認定こども園法という法律です。この就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、この認定こども園法の一部を改正する法律っていうのが、この子ども・子育て支援法ができたことによって、認定こども園法が一部改正されましたっていうのが、2つ目の法律です。の施行っていうところから3つ目になるんですが、の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律というのが、略称で申し上げますと、関係法律の整備に関する法律と言うんですけども、いわゆる子ども・子育て支援法と、それからそれによって改正された認定こども園法、この2つの法律によってさらに変えられた法律っていうのがあるんですね。例えば児童福祉法ですとか、健康保険法ですとか、そういう法律がいっぱいあるものですから、そのいっぱいある法律をそれぞれ一部改正、一部改正っていう出すのも大変なものですから、そういうのは、その他一同じゃないんですけども、まとめてですね、やるっていうのが、3つ目の関係法律の整備等に関する法律ということで整備をしているということでございます。

今回は、この15条について言いますと、提案理由の中にこの第3の法律が書いてあるんですが、じゃあ、この法律が何なのかって言いますと、今度は、議案の第15号の第1条を見ていただきたいんですが。議案第15号、1ページのところの第1条のところですね、この条例は、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、ということで引っ張ってきている法律っていうのが児童福祉法であることがわかります。この前の2つの条例といいますのは、子ども・子育て支援法を引っ張ってきています。ですから、この後の15号とか16号については、それぞれ児童福祉法を引っ張ってきているんですが、児童福祉法の中で細かにうたわれているもの、それが市の条例で定めなさいっていうことで児童福祉法の中で定められているものですから、ここで引用条例として出しておくということでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、嫌にならないうちにそろそろ13号のほうに入りたいと思います。それでは、議案第13号、それから議案関係資料の13ページでございます。あわせてごらんいただきたいと思いますが、塩尻市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例でございます。先ほど申し上げましたように、これは子ども・子育て支援法に伴いまして、新たな条例を定めるものでございます。

それから、概要のところにもありますが、市が施設型給付等、この等と言いますのは、先ほどの紫の4つのものですが、地域型給付を指しております、の子どものための教育・保育給付の支給認定を行う際の要件として、保育の必要性の認定に関する基準を定めるものでございまして。それでは、議案のほうをお願いいたします。

この保育の必要性の認定に関する基準といたしまして、今まではですね、保育所における保育に関する条例ということでそういう基準を定めておりました。今回この支援制度に移行いたしまして、施設型給付、先ほどちょっと御説明申し上げましたが、に該当する、要するに新制度に移行する幼稚園ですとか保育所に入所しようとするお子さんたちの保護者は、今度、保育の必要性について市の認定を受けるっていうことになりました。先ほど申し上げた保育量、量は時間ですね、8時間なのか11時間なのか、そういう認定を受ける必要性が出てまいりましたが、今の条例といいますのは、保育所における保育の状況だもんですから、保育所におけるっていう、保育園に該当する部分でしか適用になりませんので、今度は幼稚園も該当してくるということの中で、新たに塩尻市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例として、新たに設けたものでございます。

中身についてでございますが、まず2条のところ、1月においてですね、64時間以上の労働をすることを常態としていること。これにつきましては、今までも市の内規って言いますか。運用の中では64時間でやってまいりました。これは、1月ですね、16日以上、1日4時間以上勤務をするということで、この64時間というのがクリアになるわけですが、そういう勤務をしている場合には該当しますよと。この状態で本当にその必要性、この時間の働きぐあいであれば、先ほど言いました短時間の8時間という認定になろうかと思いますが。それから2番の妊娠中云々というところから、5号の震災、風水害等、ここまでは今までもこのような規定がございました。6号以下の、6号の求職、7号の就学の関係、8号の虐待、DVの恐れがあると、こういう場合が、今回新たにこういう号を起こしてですね、明記をされてきております。しかしながら、現在でも本市におきましては、市長が認める者ということで受け入れをしてきておりまして、本市では運用上の入所の要件が大きく変わるということはありません。

議案関係資料へちょっと戻っていただきまして、14、15ページをお願いいたします。先ほど申し上げました、今まで基準を定めていたのが、この現行と書いてございますほうの、塩尻市保育所における保育に関する条

例でございまして、大きく変わるのは2条でございます。2条の、先ほどちょっと申し上げましたが、風水害のところですね。こちらでは6号になってますが、震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。ここまでは今までは明記をされてきましたが、今回この後に4つ、新たに明記されています。こちらのほうと、それから、今回定める条例とですね、同じ基準じゃなきゃいけませんので、こちらにまた同じことをうたうということではなくて、こちらにつきましては、改正案でございますように、今回設けました条例ですね、そこに書いてございますが、塩尻市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例、まだちょっと条例の番号が決まっておりませんので入っておりませんが、の第2条各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合に行う、ということで、こちらのほうを指しているということでございまして、常にこの基準を変える場合には、今回定めます、新しい基準を定める条例のほうの改正をすれば、こちらの保育所に入るほうのこの条例も変わっていくということでございます。

ここです、第2条の現行のほうの最後の部分、アンダーラインしてあるところ、本文のほうの3行目の終わりのところなんです、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うということですね、今までは同居の親族、これは塩尻市は65歳というふうに定めておりましたけれども、65歳未満のおじいちゃん、おばあちゃんですが、が同居されていた場合にはですね、その方々が就労されているとか、あるいは大おばあちゃん、大おじいちゃんがいてですね、その介護だとかをしているだとか、要するに何かしらそういう事由に該当しなければ、要するに健康でいらっやっ、例えば63歳のおじいちゃん、おばあちゃんがいたとすると、保育は欠けてないというふうにみなしてですね、今までは保育園に入る要件としては外されておりました。それがここで、改正案の2条のほうには、この、かつ、から除かれておりますので、今度からは保護者のみの要件だけで該当するということになりますので、今同居されているような、おじいちゃん、おばあちゃんたちと同居されているような世帯においては、入所要件が緩和をされたというふうに見ることができると思います。ただしですね、選考になる場合がございます。入所がですね、希望園が重なってしまったとか、そういうときに、先ほど優先度っていうのがありました。ひとり親の方だとか、生活保護だとか、いわゆる障害をお持ちだとかっていう。そういう優先度のあるかわりに、こちらのほうは、全くそういうものがないところであっても、両親と子供だけの世帯と、そこに3世代でおじいちゃん、おばあちゃんがいらっやっ、それもおじいちゃん、おばあちゃんたちがまだ65歳未満であるとか、そういう場合であると、優先度としては下がってしまう。要するに、誰かこうか、見ようと思えば見れますねっていうことになってしまうということで、その保育園においての優先度としては下がってしまっ、もしかすると第2希望、第3希望の保育園に回ってもらえる場合があるかもしれない。そういう要件に格下げ、格下げっていうんでしょうかね、入所の要件からは外れたんですけども、優先度としては点数化する際に参考になるということで御理解いただければと思います。

最後の附則でございますが、通常こういうものは、来年の4月1日からとか施行の日からっていうふうになるんですが、この条例は、法の施行の日から施行するというふうに書いてございます。この法と言いますのは、子ども・子育て支援法なんです、子ども・子育て支援法は24年の8月22日に公布をされて、既に周知をされてきているわけでございますが、まだ施行日というものは決まっておりません。ですから、まだ法としてはですね、始まっていないということになります。これは、法律によってまた定めるということになってますので、この子ども・子育て支援法の施行日を定める法律という法律ができてですね、施行になります。多分、特に何もな

ければ、27年4月1日というふうになろうかと思えますけれども、その日が出た時点で、この条例もあわせてですね、その法律の施行日とあわせて施行してまいりたいというものでございます。第13号につきましては以上でございます。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆様から御質問、御意見ございませんでしょうか。

○副委員長 この認定に関する基準を定める条例っていうのの中では、例えばさっき資料の中で説明があった1号認定だとか、2号認定だとか、3号認定だとかっていうところへ進んでいくような段階ではない。要件に合っていて受けつけられるかどうかっていう、そういう認定っていうふうに見ればいいですか。

○こども課長 この第2条の要件に当てはまれば、そのお子さんが3歳以上であれば、もう2号です。それからゼロ、1、2歳であれば3号で、これに該当しないとすれば1号のということで認定いたします。

○副委員長 そうすると、やっぱりこの条例によって1号か、2号か、3号かということが決定されるっていうことなんですね。わかりました。

○委員長 こども課長、何かありますか。ほかにありますか。

じゃあ、私から1つ質問させてください。今回新しくできるほかの条例もそうなんですけど、新しくできる条例っていうのは、ある程度、国からこういう条例を定めなさいっていうひな形があってつくっていらっしゃるのか。もしそうだとしたら、全国的なところと違う、塩尻はここが違うんだよっていうのがあれば、そこをちょっとわかりやすく説明してください。

○こども課長 先ほど言いましたように、13号と14号につきましては子ども・子育て支援法という法律ですので、これは内閣府令という、今度認定こども園とかですね、新制度に移行した保育園ですとか幼稚園については内閣府が統括いたします。それで、今までどおりにやっていくっていう幼稚園の場合には、今と同じように文科省の監督下になるわけですが、ですので、子ども・子育て支援法の関係につきましては内閣府令っていう省令ですね、それで出ておまして、この基準というのはこのとおり全部示されております。塩尻市においての特に違いと言いますのは、例えばこの64時間とか、例えばそういうものについてもですね、国のほうでは48時間から64時間というような幅を持たせております。そういう中で、これはただ国のほうもですね、これは絶対に従ってくださいという従うべき基準というものと、それから、それぞれの市町村の実情に応じてですね、参酌と言いますけれども、参考にして定めていただいてもいいですよという項目とに分かれております。本市の中ではですね、例えば、妊娠中又は出産後間がないことっていうのがございますが、これは本当に曖昧だもんですから、これをですね、例えば、出産時の前何週間なのか、何カ月なのかというところあたりですね。ここの部分というのは、それぞれの市町村で定めることになりますので、これは本市の場合については、今までと同じように、要するに保育園に入りたいと思っているお子さんが3歳以上児なのか未満児なのかによって違いますけれども、上のお子さんが大きいほうが期間が長く預かるっていう形になりますけれども、そういうようなところでは違ってくるであろうかと思えます。ただ、3号、4号とかですね、後の震災の関係云々というところについては同じですし、6号の求職活動ですね、これについては今回初めてこうやって出てきてるんですが、ほかの市町村でも市長が認める者ということでやってきてはいます。ただ、お隣の松本市さんとか安曇野市さんあたりをお聞きしてみるとですね、ひと月ですとか、長いところでもふた月。うちは、雇用保険っていうんですかね、就職するときに3カ月間ありますよね、あの関係の保険が出る3カ月ということで90日ということで、うちはやって

ますが、そういう期間、3カ月間は求職活動ということで保育を認めているというようなところが、市として多く見てるところなのかなというふうに思います。

○委員長 64時間以上ということは、例えば半日くらい、4時間くらいのパートを週に4日くらいを継続的にされて64時間くらいになると思うんですけど、それでもこの保育量とかの認定をするのも最長の8時間というのは確保されるのか。以前は必要量に応じての保育時間っていうのも検討されるような話もあったと思うんですが、そのあたりはここで見えなくて、どのようになっているのでしょうか。

○こども課長 まず、64時間の考え方ですが、今も市のほうで見ているのは、ひと月に16日以上で1日4時間以上っていうことで判断をさせていただいております。そういう就労証明を持って来ていただいたときには、その要件で該当してるっていうことなんですが、あと、金額の関係ですが、公定価格っていうのが示されておりますが、これについてまだちょっとうちのほうですね、どういうふうにやっていこうかということが、まだ基準が決まってないんですが。

○委員長 保育量って、保育料金じゃなくて、保育の時間です。今、最大8時間とかっていう。

○こども課長 8時間と11時間は、この2つのパターンしかないです。

○委員長 済みません、この保育園、2号認定を先にして、そうでない人は1号認定とかっていうお話があったんですけど、要は、振り分けるさじ加減は市が判断するというのでしょうか。

○こども課長 そうですね、幼稚園の関係についてはですね、もう既に幼稚園に入りたいということで親が意思表示をされています。先ほどのパンフレットにもありましたように、あくまでも1号認定というのは、3歳以上児で幼稚園に通いたいっていうお子さんたちだもんですから、中にはですね、保育が必要なお子さんなんだけれども、近くにおじいちゃん、おばあちゃんが住んでいてですね、おじいちゃん、おばあちゃんが迎えに行けるからどうしても幼稚園に出したいっていうお子さんも中にはいらっしゃいます。ですから、そういうお子さんの場合には、幼稚園からまとまって申請が来たものについてはですね、1号っていう形で返すっていう形になるかと思えます。

○委員長 そうではなくて、私の質問の意図がそうではなくて、要は、今、園児が足りないというか、塩尻市の場合には待機児童がたくさんいて困ってる状況ではなくて、もちろん人気がある希望する園に、人数が定員オーバーで入れない場合はあるにしても、市内の公立の保育園に入ることは可能な状態にあると思うんですね。そうした中で、これから園児も減っていったりということを考えて、要は市が認定する場合、保育園の園児数はあまり減らしたくないから多めに取っちゃおうとか、幼稚園のほうにあまり数が行かないようになっていって、そういう振り分けをするのが、市のほうが全てできるとなると、例えば、今までにもそういった問題はあったと思うんですが、保育に欠けるという認定をしてもらって保育園に一度入園をしました。しかし、周りの人から、あのお母さん、働いていないよという声が上がってきたりして、本当はその人は保育に欠けるという要件を満たしていないので、幼稚園に行かなければならなかったんじゃないかという問題も発生してはいるんですが、そういったことが、今回この振り分けをまた市がすることによって、例えば求職活動を行っているとか、そういったことがちゃんと、本人の申請だけではなくて、認定する際また認定した後にきちんと追跡調査とか、そういったことがやっていけるのかどうかということをお伺いしています。

○こども課長 求職活動に限定してお話ししますと、これ、申し込みする時点っていうのは、例えば11月とか

に申請を受けつけますので、もう3月までにまだ4カ月とか5カ月近くあったりするんですが、その5カ月間とかというのは入っていないくてですね、実際に入るのは4月からだもんですから。ですから、4月、5月、6月っていう3カ月を求職活動の期間として入れる法律の期間としております。ですから、本当に、例えば当たりをつけるとすればですね、実際にお子さんが近くにいらっしゃるので面接に行ったりだとか、いろいろ仕事を覚えたりとかというようなことはできないにしても、例えばその間、3月までの間にこういうところがいいなとかっていうようなことを探すということはできたりすると思うんですね。実際に4月からハローワーク等ですね、登録はもちろんしてあると思うんですが、あっせんされたところに行って面接を受けてきて仕事が決まるかどうかっていう中でですね、6月までに、うちのほうとしては就職が決まれば就労証明書を持って来てくださいということでお話をさせていただいてありますが、もう5月終わりから6月の中旬にかけて、まだ何も音沙汰がないとするとですね、うちのほうからどうですかということ電話なり連絡をさせていただいて、まだ決まってないということになりますと、一度こちらの窓口に来ていただくようにお呼び出しいたします。来ていただいて、その状況をお聞きしてですね、こういう活動をしていて今こういう話なんだけど、もうちょっとここが、何とかここがなりそうなんだけどみたいな話だとか、そういうものをお聞きする中で1カ月間延ばしたりだとかっていうような対応でですね、できるだけ保育、お子さんがですね、あまり、悪い意味で、何て言うんですかね、不利を被らないようには心がけておりますけども、そうは言っても、中に全然求職活動って言って出しておけば、そのまんまでいいやっていうような、最後までいられるって思っているお母さんたちもいらっしゃるってですね、済みません、お母さんだけじゃなくて、保護者の方がいらっしゃるってですね、実際にはもうフルタイムで働いていて本当に預けたくてしょうがないんだけど、わざわざ家の目の前にある保育園じゃなくて違うところに行かされてるっていうようなお母さんたちもいたりするとですね、そこら辺のお母さんたちから見ると、その公平性はどうかっていうあたりもあるもんですから、実際に就職活動の状況を判断させていただいている。そこは、追跡って言いますか、就職するまでそういうことでやらさせていただいております。

○委員長 公平性も当然大事なんですけど、最終的に不利を被るのは子供になってしまうというふうに感じる部分がありますので、ぜひそのあたりはしっかりと見ていただきたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

○副委員長 この内閣府だかの資料によりますと、さっき幼稚園からはまとめて市のほうに書類が回ってきて認定をするっていうことのようにですけども、塩尻市内では今の幼稚園の中で、この新しい制度というかに移行していこうとしている幼稚園って、実際に今あるんですか。

○こども課長 市内に3つの私立の幼稚園がございますが、7月末でですね、1回、県のほうから意向調査をしてくださいということで照会がございまして、電話での照会でございますが3園の管理者にお聞きしたところ、その段階では1園だけ移行をしていきたいという意向をお持ちだということで確認はしておりますが、これはまだですね、正式ではないものですから、一応そういう状況でございますということだけでお願いいたします。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。それでは、質疑を終わります。

自由討議を行います。ありませんか。自由討議を終わります。

次に、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第13号塩尻市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第13号塩尻市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

---

#### 議案第14号 塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

○委員長 議案第14号塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○こども課長 それでは、議案第14号をお願いいたします。議案関係資料16ページとあわせてお願いいたします。16ページの議案第14号、1の提案理由のところにございますように、先ほどと同じように子ども・子育て支援法が根拠法令となっております。

2番の概要(1)のところにございますように、特定教育・保育施設、特定教育・保育を行うに当たっての運営に関する規準、この特定教育・保育施設と言いますのは、まず教育・保育施設と言いますのは、教育というのは、塩尻市で言えば幼稚園、それから保育施設というのは保育園になります。これが、認定こども園があるところにつきましては、両方とも認定こども園が入ってまいりますけれども、塩尻市の場合には認定こども園がございませんので、教育施設って言いますと幼稚園、保育施設って言えば保育園で、幼児教育あるいは保育を行う場合というふうに読んでいただければ結構です。この特定というのは何かと言いますと、今、副委員長さんのほうから御質問がありましたようにですね、移行する幼稚園と移行しない幼稚園がございますので、移行する幼稚園ですね、そこは特定になります。そうでない2つのあとの幼稚園は、教育施設ということだけで特定というものがつきません。つまり、塩尻市でですね、この幼稚園は施設型給付を受ける、いわゆる新制度に移行する幼稚園だということを確認した施設が特定教育施設というふうになります。保育所につきましては、先ほども申し上げましたが、もう無条件で新制度に移行するということですので、全て特定保育施設ということになります。それから、(2)番といたしまして、特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行うに当たっての運営に関する規準を定めるということで書いてございますが、これは、先ほどのパンフレットの3、4ページの紫色の部分を出していただければ結構なんですが、そこに書いてございます地域型保育と書いてあります、この家庭的保育とかっていうですね、議案関係資料の隣の17ページのところにも書いてございますが、次の条例の中に、2の概要のところ(1)として家庭的保育事業、(2)といたしまして小規模保育A、B、C、(3)で居宅訪問型保育事業、(4)事業所内保育事業とございますが、このことを地域型保育事業と呼んでいます。これは、先ほども一番最初に申し上げましたように、子ども・子育て支援法では、この地域型保育事業というのはこの4つのことだということを言っておりまして、15号のほうでは、児童福祉法のほうでは、家庭的保育事業とはこうです、こうですというふうに、それぞれ個々にですね、定めてるということで、この根拠法令が変わってきていたり、この地域型保育事業と呼んでみたり、家庭的保育事業等と呼んでみたりということで、ここで使い分けを一応してるということなんですが、それが余計にわかりづらくしてるってところはございますが、そういうことで後ほど15号のほうで、この地域型保育事業の4つのパターンにつきましては詳細にまた説明を申し上げますの

で、お願いいたします。

それでは、議案に移っていただきまして、議案の14号、1ページからお願いいたします。現制度、保育園と幼稚園、前半の部分は特定教育・保育施設ということですので、この及びの前の部分と言いますのは、今現在ございます幼稚園と保育園、もちろん幼稚園というのは新制度に移行する幼稚園のことですが、のことでございますので、この部分につきましては、今もう既に存在をしているということでございますので、その制度と大きく異なる点、それから後半の及び以下の特定地域型保育事業につきましては、新たに定めてあるということでございますので、主立った情報について御説明を申し上げたいと思います。なお、ここで言っておりますのは、例えば保育園とか幼稚園を認定する権者というのは都道府県になっております。ですので、都道府県でも今回と同じようにこういう基準を定める条例を持っておりまして、その基準によって、この幼稚園は幼稚園として認定しますよ、あるいは保育所として認定しますよというのは県が行いますので、その基準は県が持っております。市で、じゃあここで定めるのは何かと言いますと、運営に関する基準を定めるということになっております。ですから、ここで言っている運営の基準を定めるのは、特定の教育・保育施設についてということですので、例えば2つの移行しない幼稚園の運営については定めておりません。1つだけ移行してくるって言いましたよね。その1つだけ新制度に移行するって言った幼稚園の運営については、ここで定めますっていう、そういうことですのでお願いいたします。

それではですね、どこまでやったかわかんなくなりました。あっちこっち自由にやっていますので。済みません、ございました。それでですね、施設型給付という言葉を使っておりましたけれども、これがちょっと大変わかりづらくてですね、多分説明してもまたわかんないかなとも思うんですけども、一応説明をしますが、施設型給付っていうのは、幼稚園や保育所において行うサービス費用総体、全体のことを言います。この全体なんですけど、そこに教育とか保育を提供するのに当然人件費とか、いろいろお金がかかりますけれども、そういうお金を保護者に対してお金を支払うっていうのが、一応ベースになっています。保護者が、要するに、教育とか保育を受ける権利があるんですけど、それを受けるのに市からお金をもらって、それをお金を払ってその施設でサービスを受ける。要するに保育を受けたり、幼児教育を受けたりということをするっていうのが、本当は流れなんですけど、そうではなくてですね、それを、その施設にさえ行ってもらえば、そのサービスを受けられますよと。お金は、保護者を經由しないで、そのまま直接施設に預けますねっていうのが、代理受領と言ってですね、お金の流れとしては、こうではなくて、直接、国・県・市のほうからその施設に入りますっていうことですね。保護者からは、じゃあ何をもらうかって言いますと、公定価格っていうのが出てまいりますけど、ここの保育園で事業するのにどのくらいお金がかかりますっていうのが出ます。そのお金の中から、市が今度は別に定めるんですけども、所得に応じて今で言う保育料というものをですね、保護者の負担金って言いますが、そういう受益者負担金を決めます。そうすると、その金額だけを保護者は施設に払っていただくと、残りの部分は全部、国・県・市で見ましょうというのが、この施設型給付というパターンです。

今のように就園奨励費のようなやり方をしますと、例えば2万円という保育料がかかるとしてですね、本当は5,000円でいいんですけども、2万円ずつずつと払って行って最後まで行ったところで、今度、1万5,000円の12カ月分のお金が就園奨励費として入ってくる。要するに、先払いをして行って後でぼんともらうのか、そうではなくて、最初から2万から1万5,000円を減免されてですね、5,000円だけを毎月払えば

いいですよというふうになるのかってところが、保護者から見た場合の一番大きな違いになるかと思いますが、そういう施設型給付というものを受けるか受けないかということが、今、3つの幼稚園の経営者の皆さんがこう考えていらっしゃるかどうかということでございます。

次にですね、第2章に進んでいただきまして、2ページになります。ここからはですね、第4条に保育所等の定員というのは20人以上でありますよということが書いてございます。これは、後ほどまた出てまいります、地域型保育事業と言いますのは、あの紫の事業ですね、あちらは20人を超えない、要するに20人未満の事業ということで、20人を超えたものについてはこちらの特定教育・保育施設の管轄になるということでございます。

それでは、3ページの第6条をお願いいたします。3ページの第6条ですが、先ほども申し上げました利用申し込みに対して正当な理由がなく拒否できないということですね。3ページの第6条、利用申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等というところでございます。ここで、要するに利用申し込みをされたときにですね、正当な理由がなく断っちゃいけませんよっていうのが施設に課せられております。幼稚園の場合にはですね、定員を超えた場合には、選考方法について公正に選考しなさいということが義務づけられておりますが、その3ページの一番最後の3つという3項ですね、特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る）とかと書いてございますが、この第3項は保育所だけに限られた部分でございまして、終わりの3行を見ていただきますと、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとするということでございます。1項、2項に書いてございませぬ幼稚園とは違いましてですね、公正なという、ただ言い方ではなくて、保育の必要性を見てですね、その優先度を決めて選考しなさいということがここに規定されております。

全部はやりませんので、済みません、次4ページ。もっとはしょったほうがいいですかね。4ページの第5項を済みません、今のところですが、このところですね、書いてございますのは、自分の施設で受け入れられない場合というのがございます。定員がいっぱいだったとかですね、いろいろ、例えば障害をお持ちでうちの施設では見られないというような場合ですが、その場合には適切な施設を紹介するなど、適切な措置を講じる必要があるよということを定めております。ですから、あまりいいかげんにですね、いろいろ決めるんじゃなくて、申し込みをされたら一定の責任を持ってですね、その行き先までそのところで措置をなさよということを、この条例の中で定めております。

それから、以下ですね、5ページの13条の利用者の負担額の受領等のところは、先ほど申し上げました施設型給付の制度のお話でございますし、7ページの第20条の運営規程のところでございますが、これは、これからずっといろんな施設の基準を出しておりますが、この20条みたいな運営規程というのは全て定めることとされております。施設の運営の方針ですとか目的、それからずっと行って、職員の配置、職務の内容、緊急時等の対応等ですね、そういうものについては全て定めてですね、公表していかなければならないというようなことが定められておりますし、ちょっと飛びますが、9ページの第30条の苦情への対応等というところでございます。こちらにつきましては、第30条の3行目のところに、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない、ということございまして、2項に、当該苦情の内容等を記録しなければならないというふうになっております。これは、山口議員の一般質問でもございましたけれども、移行した幼稚園等の苦情

がですね、幼稚園施設のほうに言ってもなかなか変わらないというような場合に、今までは県のほうに行かなきゃいけなかったんだけど、今度この特定施設になりますと、市のほうでこういう管理規程を設けますので、市のほうにそれを申し立てれば市のほうで動いてくれるっていうようなお話がございました。その部分でございまして、市といたしましてですね、必要だとすれば調査をしたりですね、それから、助言、指導をするということができるようになります。ですから、今の第2項にございますような苦情の記録があるかどうかということをもまず確認いたしまして、その方から苦情がいついつ行ってるはずなのに全然それが記録になっていないというようなことであればですね、そういうことを指導、助言をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、11ページの終わりのところに第3章といたしまして、特定地域型保育事業の運営に関する基準ということで定めてございます。一番最初に申し上げましたあの紫の事業4つの部分でございまして、こちらにつきましては、11ページの終わりのところから、家庭的保育事業というのは1人から5人以下である。それから、小規模保育事業A型、B型については6人から19人以下と。それから、C型については6人から10人以下というようなことが、ここに規定をされております。ですから、小規模保育事業というのは、施設型でとりながら、何となく家庭的保育に近い事業だというようなことで考えておいていただければいいかと思います。

それから、13ページですね、42条になりますけれども、ここの特定の教育・保育施設等との連携というのはどういうことかと言いますと、先ほど申し上げましたように、地域型保育と言いますのはゼロ歳から2歳を対象としております。ですから、ゼロ歳から2歳の間はその施設で預かっていただけるんですが、3歳以上になったときに、全然どこに行ってもいいかわからないということが生じる可能性がございまして、ですので、例えば家庭的保育ですとか小規模保育の事業主というのは、自分のところを卒業したときにですね、次行く場所として、常に幼稚園でも保育園でもいいんですけども、そういう施設と連絡を密に取ってですね、こういうお子さんがいて、次そちらのほうに行くかもしれないというようなことで連携を取っていくということを、この42条で規定をしております、そういう提供をしなければならないよ、ということをやっております。また、地域型保育事業というのは、1人でお子さんを見ている場合、1人っていうことはあり得ないですから最低2人になるんですが、1人や2人で見てるという状況の中では、例えばお一人が何か病気になったときにですね、受けられないような状況っていうのはございまして、その関係についても、今の42条の第2項のところ、必要に応じて代替の保育を提供することができるという、そういう施設も、結局連携をしておくことが必要だということですね、特定教育・保育施設等との連携ということをここで義務づけているということでございます。

それで、最後17ページになりますが、この第3節というところで特例地域型保育給付費に関する基準ということで、特別利用というのがございまして、これは、産後認定の皆さんが、この地域型保育というのはゼロ、1、2歳が原則ということになっておりますけれども、それ以外のお子さんがその施設を使いたい、要するにほかに行くところがなくてですね、その施設を使いたいという場合に、この特例という使い方になるということが、ここに51条以下書いてございます。

最後、この附則の部分でございまして、こちらにつきましても、法の施行日から施行するということでございますし、附則の、済みません、18ページの2のところ、2以下、ちょっと特定保育所が云々というところから7までございまして、これは何が書いてあるかと言いますと、先ほど来、公立の保育園というのは無条件で新制度下に入るというふうに御説明申し上げましたが、私立の保育所はどうなるかと言いますと、ここには入らず

にですね、入らないんですが、市が本来ならば行うべき保育を市が委託をするという形で、受諾になるんですが、受諾をしていただいてこの制度の中に収まるという形になります。ですから、その民間保育所にしてみますと、今と全く同じように市から委託費をもらって受けていくという、その形になるということが書いてございます。

済みません、あっちこっちになりましたが、14号は以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から御質問、御意見ありませんか。

○金田興一委員 何だかわかったような、わからんようなあれだが。ちょっと一応お聞きしたいですけれども、今る説明をいただきました。そして、例えば自分のとができない場合には、責任を持って新たなとを探して紹介しなきゃいけないとか、苦情に対しては、受けつけてきちんと窓口を設置するようなことをしなきゃいけないとか、いろんなことが今お話の中であったわけですが、これは、あくまで条例であって、今定められたこういう適切な措置等が速やかに行われなかった場合のペナルティー的なものは、これ、一番最後に見ると、条例の施行に関して必要な事項は市長が別に定めるということになってるんですが、これ守らなかった場合、どういう形でどういうふうにされるんですか。

○子ども課長 特に罰則規定というのを今後設けるとかっていうことは、国のほうからですね、そういうものをまとめて示すっていうことはお聞きしておりませんが、例えばですね、4ページの今、委員のおっしゃる第6条の第5項の話ですね。自分のところが提供することが困難であった場合には、適切なそういう施設を紹介するっていうところの部分ですけれども、そこら辺の部分につきましては、まず先ほどのパンフレットの7ページ、8ページの図でいきますと、幼稚園の利用で考えれば、1番、2番に、もう2番のところでも漏れちゃった人ということになるわけですね。2番で漏れちゃった人たちっていうのがですね、例えば市のほうに、うちはその幼稚園に行きたかったんだけど行けなかったと。全然幼稚園のほうでも紹介してもらえなかったというようなことでですね、お話があれば、市のほうでそこに対しては、こういう苦情、クレームが来てるんだけどということ、市が入って行ってですね、罰則を望んでいるわけではないと思うんですよ、お母さんたちも、入れなかったお母さんたちも。どこかに入りたいっていうことでのクレームだと思いますので、どうしてそこに入れなかったのかという理由につきまして市のほうでただして、先ほども言いましたように、正当な理由があるのかどうなのかというところを市のほうで判断をさせていただいて、それが正当な理由として認められれば、それについては説明もいたしますし、できないということであれば、幼稚園のほうでですね、入れていただくような方策をとっていくというような対応になろうかと思えます。

○金田興一委員 ということは、いわゆる保育施設なりの言い分は適切な処置をしたと、しかし、利用者は適切な処置ではなかったという場合の苦情処理は、いわゆる苦情処理機関っていうのは市のほうで行うという今の説明ですよ。そこらのところは、どこかにいわゆる一般のお父さん、お母さん方がそういう形で理解できるような、そんな情報なんかはあるんですか。

○子ども課長 この条例の中っていう意味でしょうか。苦情への対応のところではかしらがないと思いますけれども、その何て言いますかね、30条に書いてあるところで、例えばいろいろ今のお話も含めましてですね、実際に入ってみただけでも教育方針が気に入らなくてですね、苦情を言いたいと。それを実際に施設長のほうにも言ったんだけど、なかなか改善されないというようなものも、この30条の苦情の対応のところに入ってくるんですけども、そういうものを受けつける窓口を設けていて、その記録も残しているっていうのが、こ

こに書いてある前提になります。ですから、今、金田委員のおっしゃるようなですね、例えばクレームがあった場合ですね、そういうものについては、当然その施設にも言うでしょうし、施設に言ってもだめだとすれば、じゃあって言って市のほうに、多分言われてくるようになるんじゃないかというふうに思いますけれども。そこで市のほうで対応をしていくってということになるかと思えます。

○**金田興一委員** 市の立場とすれば、この29条の2項のじゃない、30条の苦情への対応という形で理解はできと思うんですが、現実に市民の皆さんにした場合に、それじゃどこへ行きゃいいんだって行って、回り回って市へ来るような形にもなりかねないんじゃないかなということ、何かもうちょっと、主体がどこに置かれてるのかちょっとわからないような、私とすれば気がします。

○**委員長** 答弁求めますか。いいですか。

何か答弁ありますか。

○**子ども課長** これは、3つのうちの1つの園が新制度に移行をしたという前提の話になりますけども、移行してくる場合にはですね、当然のことながら、新しい制度のですね、説明というものは、その利用者のほうにもしなきゃいけないと思いますので、そちらの幼稚園のほうに対してですね、こういうときにはっていう、マニュアルまではいきませんが、新しい制度と今までの制度の違いですね、今まではそういう苦情の窓口っていうのは県にありましたけれども、今度はそれが市に窓口ができますよというようなアナウンスをしていくというように対応させていただきたいと思いますが、よろしくお願いたします。

○**委員長** よろしいですか。ちょっと関連して私からお願いします、今の。第6条もそうなんです、正当な理由がなければこれを拒んではならない。正当な理由があれば拒めるとかって。同じ6条の5項。要は、ほかのところをあっせん、調整をすればいいって。自分のところで受けられないって正当な理由を申しつけて、言い方は悪いですが、たらい回しにしてもいいっていうふうに見えてしまうんですが。例えば、その正当な理由っていうのをどういう基準で誰が判断をするかとかっていうのがあると思うんですね。例えば、過去にあった例で聞いたことがあるんですけど、これで言う教育施設と言われるところが、先生の配置の関係で、ちょっと多動のあるお子さんは、これ以上保育士をふやすことができないので、私立だとなかなか難しく見れないということで、親御さんはその園の方針がよいと思ってお子さんを預けていて、それももう何年も預けていて、入ってすぐではなかったので、そこで突然やめてしまうのはという事例があったんですね。例えばそういうことが起こったときに、それを正当な理由として認めるのか、または、例えば市のほうからその園に対して加配の保育士さんを、公立の保育園と同じように加配の保育士さんを入れるだけの手当を出してあげることができるのかとか、そういうところはどうなるんでしょうか。

○**子ども課長** 実際にですね、障害をお持ちのお子さんがですね、せっかく保育園なりでですね、なれてきてですね、なれてきたんだけど、保育士がつかないということで、民間であればですね、民間ではもうその保育士を、どうしても営利って言えばおかしいですけども、赤字になってやるわけにいかないという中でですね、これ以上保育士をつけられないという中で提言、要するに公立の保育園に移ってもらわなきゃいけないっていう事案というのは、過去に1件、確かにございました。そこでですね、市のほうでそのときの教訓をもとにですね、考えたのは、今はそういうお子さんを預かった場合で加配保育士をこういうふうにつけますっていうことがわかればですね、その部分については、職員を派遣することはできませんので、その費用ですね、保育士分の費用を

出すということで、障害児保育補助金ということでお出しをするように制度を改めました。それが26年、今年度からなんですけれども、そういうふうにいたしまして。そもそも今までは、入園する前にですね、入園の面接をする中でそのお子さんが、ちょっとそういう加配が必要なお子さんかどうかというのを判断させていただいて、最初から加配が必要だということであれば、私立ではなくて公立の保育園のほうにお願いをしていたんですけども、中に入ってからそういうことがわかるということもございまして、そのお子さんもですね、中にいらして、そういうことがわかってきて常にどうしても保育士が手を取られてしまうっていう中で、保育園側としてもこれ以上無理だという中で公立保育園のほうに転園をしていただいたと。それも、お子さんしてみれば、せつかなれた環境が変わってしまってかわいそうだという中で、一番かわいそうなお子さんがですね、そういうことにならないようにするというので、今後はその保育園にずっといられるようにする、あるいは、最初から公立保育園なりに入らせていただく。そこら辺のところは、どちらになっても問題ないようにということで今対応しております。

○委員長 ありがとうございます。ほかに。

○永田公由委員 この新制度に移行するについて、これ多分消費税10%にするための言いわけも1つ含んでると思うんだけど、7,000億円を増税分の7,000億円を充てるということなんだけども、これの法律が施行されたり、条例をこうやってつくることによって、いわゆる今までの利用者負担とかね、保育料が軽減されるのか、それとも、特別、塩尻市の場合は変更がないという理解でいいのか、その辺についてはどうなんでしょう。

○子ども課長 現段階ではまだ保育料を詳細に詰めてはいないんですけども、今までと違うのはですね、今までには所得税で判断をしておりました。市県民税が非課税かどうかというようなところでやってたんですが、今度は、市県民税の所得税割の、要するに、見る金額が、見方が変わったものですから、要するに比べるものが変わったんですね。今までの所得税なのか、そうではなくて所得税割の部分なのかというところで。そこについて、ちょうど保育料を考えるときに、今の保育料の分け方っていうのが、市町村によってみんな違うんですけども、うちの保育料の分け方っていうのがちょっと最後のところで1つぼんと飛んでしまってますね、1つ変わるとうんと金額がふえてしまうというようなこともあったりするものですから、こちらの分け方をちょっと変えようかなということは今、検討しております。いずれにいたしましても、今全く同じ金額であれば多分同じような金額になろうかと思いますが、その分け方が変わって、見方ですね、所得税なのか所得税割なのかというところの、その区分のところでもどちらかに動くとか若干動く可能性はありますけども、保育料的にはこの3月までと来年4月以降と大きく変わらないようにはしてまいりたいというふうに、制度設計上は思っておりますけども。

○永田公由委員 それで、滞納がね、保育料の滞納なんかは多少なりともあるんですけども、そういったものを解消するために児童手当から徴収するっていうことはできるわけですか。

○子ども課長 保育料につきましては、子ども手当から引き落とすことはできます。ただですね、保育料のほうに児童手当の金額よりも高いものから、毎月の分をそこで一括で全部引き落とすということ、要するに4カ月に1回支給されてもですね、そこで4カ月分は引き落としができないものから、足りなくて、そうすると、そこからは引いて、また個人の口座から引き落とすということになってしまうので、保育料自体を毎月毎月引き落とすということにはできないんですけども、滞納があった場合ですね、その滞納分については引き落としがで

きますので、今現在は御本人の承諾を取ってやってきておりますし、今後もそれをもちろん主としてやっていきたいと思っております。今までは過年度分については適用になっていなかったんですが、今、法改正の手続きをされているようですが、過年度分についても対応をしていきたいということで国のほうで考えているようです。そうならば、過去の分についてもそういう引き落としをしていくことができるということになるのかなと思います。

○委員長 よろしいでしょうか。

○副委員長 今、保育料の話も出ているんですけども、5ページの13条の3項のところ載ってるんですけど、保育料のほかにかかるお金っていうようなものの徴収のことが書いてあるんですけども、保育園、今まで市の保育園で考えますと、保育料を払えば、給食っていうか食事も含めて大丈夫だったわけなんですけども、この条例によって変わってくる中では、施設によって見込まれる額の特定教育・保育施設基準の差額に相当する金額の範囲で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができるというふうになっていて、別枠でそのお金を納めなければいけないシステムというように思うんですけど、そういうことでしょうか。

○こども課長 同じその5ページの13条の第4項の部分かと思いますが、日用品、文具ですね、文房具ですかそういうもの、それから、特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用、こういう、例えばでございますが、ちょっと想定ができないんですが、どこか有料、例えばどこか見学にですね、バスに乗っていくと。その観覧料が必要になると。1人300円だよといったときに、その300円分については徴収を、その例えば保育園で徴収をするっていうふうに決めればですね、決めて、その親御さんたちに、徴収するとすればそれは払っていただく。ただこれはですね、民間の多分保育所になろうかと思えます。公立の保育園ではそういうことしませんのであれなんですけども。例えば、今もサン・サン保育園なんかで給食をですね、3歳以上児も御飯を持ってこなくてもいいという完全給食をやっておりまして、それについては、600円ですかね、月、要するに主食代としてですね、別途に徴収するとかっていうのは、保育園等の施設で、この部分についてはいわゆる保育園側の義務でない部分ですね、その部分で親の手を煩わせないようにして、自分たちがそのサービスを提供しますよっていう方針でやって、それを保護者の皆さんがそれでいいということであれば、そういうことは出てくるということだと思います。ですから、公立の保育園であれば、月曜日に布団を持って来て金曜日に持って帰るというようなことがございますよね。ああいうものが、今のお母さんたちは嫌だと言ってですね、公立保育園へ行かないで、民間の保育園でもう全部シーツ代とか何とかというのだけのクリーニング代だけを出してればいいというほうがいいって言ってそちらを選ぶとかっていうこともあろうかと思えますので、そこら辺は施設で特に別個にここにかかる部分ですね、そういう部分については、保育料とは別に集めることができますっていう、そういう規定でございます。

○副委員長 何て言うか、今までみたいに保育に欠けているので保育園に入れるっていうことで入れば、安心して働いていける、子供を預けて働いていけるっていうだけじゃなくて、いろいろその前の段階で親自身が選択をしてかなきゃいけないとか、見きわめていかないと、入れたけれど保育料が払い切れなくなれば出されちゃうわけですよね。契約違反とか、そういうことになるってことですね。だから、そういうところをよく見きわめていかないといけないってことですかね。

○こども課長 新しい制度が入るっていうとですね、いろいろと不安に思われると思うんですが、基本的に今と同じです。ですから、今も本来なら保育料払わなければですね、子供さんを保育園に出さないでっていうところ

かって言えば、実際にはですね、実際には公立保育園で例えば滞納してる世帯もありますけども、子供さんを預からないっていうことは今もやっておりませんし。ただ、それをですね、保育料払っている人との、今度、丈合わせを考えますと、払ってる人と払ってない人っていうのが出てきますので、そこは払っていただくように、もちろん我々も努力をしていかなきゃいけないと思いますし、そういう部分。あと、私立の保育園を選択するときうんと、例えば真剣に選ばなきゃいけないとかっていうのは御心配ですけども、今も、例えばサン・サン保育園を選ぶのか、大門保育園を選ぶのかっていう、近くのですね、そういうところで例えば選択をした場合に、あそこに行くとかこういうよさがある、あそこへ行くと英語を教えてくれるだとか、あるいは、子供のうちから包丁を持って何かやってくれるとかね、そういうことを教えてくれる、だから私は民間の保育園に行きたいっていう親御さんもいらっしゃるでしょうし、私は私立じゃなくて公立の保育園で普通の保育を受けさせてあげたいということで大門保育園を選ぶっていうこともあるでしょうし。だから、そのところは親御さんたちに、この保育園ではどういうことをやってるっていうことがわかるようになっていうことは、今も同じようにPRをされていると思いますので、そんなにそこで新しい制度になったからっていうところで困る部分っていうのは出てくるとは思ってはおりません。

○委員長 よろしいですか。

ちよっともう1つ伺いたいんです。特定地域型保育事業の運営に関する基準っていうのが今度定められるんですけど、塩尻市内に該当する事業所があるのか、今後できる予定があるんでしょうか。

○こども課長 特定教育施設ですか。

○委員長 特定地域型保育事業。

○こども課長 特定地域型保育事業につきましては、今のところ把握しておりません。というか、そういう問い合わせっていうものはございません。ないんですけども、国のほうでですね、ないところに手は挙げられないので基準は定めなさいということで、定めることとなっております。

○委員長 逆の考え方なんですけど、これがあることによって、全く業種も違うような方が、都会の待機児童を解消するための項目ではあると思うんですが、塩尻、環境もいいし土地も広いし、ちょっと参入してここに出してみようかとかっていうことができたときに、市として今、十分保育に足りているのでそういう参入を防ぐっていうこともできるんですか。それとも、申請を出されると受けなければならないのか。

○こども課長 児童福祉法によりましてですね、34条の15の第5号っていうところに書いてあるんですけども、例えばですね、今のような施設を設置をしようというふうに考える家庭的保育事業等の事業者がですね、その施設に行った場合に利用定員の総数が既に定員に達しているか、あるいは当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によってこれを超えることとなるっていうふうに認めるときには、要するに、今定員があつてですね、利用定員ももうそれよりも相当少ない、要するに利用定員がうんと大きい。なので、もう足りちゃってるっていうところに新たに地域型の施設をですね、入れることによって余計過剰になってしまうんですね。そういうときには、それを認可をしないことができるっていう規定がございますので、それはもうその時点でお断りをするということになります。

○委員長 わかりました。ほかに、よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終わります。

自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 自由討議を終わります。

討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第14号塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第14号塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

ここで、10分間休憩とします。次の再開を40分からとします。

午後3時26分 休憩

---

午後3時38分 再開

○委員長 再開します。

---

#### 議案第15号 塩尻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

○委員長 議案第15号塩尻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。説明を求めます。

○こども課長 簡潔に申し上げます。議案第15号、議案関係資料17ページ、それから議案集の第15号お願いいたします。1の提案理由でございますように、これは先ほど申し上げました関係法律の整備に関する法律を引っ張ってまいりまして、最終的には児童福祉法を引っ張って条例を制定するものでございます。

概要といたしましては、こちらの、先ほど保育園と幼稚園については県が認可をすると申し上げましたが、この家庭的保育事業等、この2の概要にあります家庭的保育事業ですとか小規模保育事業等々についてはですね、市が今度は認可をすることになります。ですので、この第15号につきましては、運営だけではなくてですね、設備及び運営に関する基準を定める条例というふうになります。先ほど委員長さんからも御質問がございましたが、今のところ引き合いはございません。

それでは、議案のほうで御説明を申し上げます。1ページ、第1章で総則でございます。この第3条のところ、最低基準の目的というのがございまして、5行目あたりのところからですね、この最低基準の目的といたしましては、明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員、中間飛ばしまして、が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものと。それから、第4条におきまして最低基準の向上ということで、第2項で、市は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとするということで定められております。

2ページの第7条でございますが、保育所等の連携ということで、先ほど来申し上げておりますように、この

家庭的保育事業者、これもまたちょっと後ほど出てまいりますのでそこで説明いたしますが、この事業者がですね、3歳未満のお子さんたちということで、それ以降の連携をここでまた定めているというところがございます。先ほど説明いたしましたので割愛させていただきます。

ページ飛ばしまして、3ページ、4ページあたりのところにつきましては職員の一般的な要件、第9条あたりのところがございますが、現在も当然のことでございますが、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であるというようなことが定められておりますし、4ページの第16条におきましては、食事等を提供しなければならないというようなことが定められております。

5ページの、進んでいただきまして中間、第18条でございますが、健康診断、これは少なくとも年に2回は実施をしなければならないということで定められております。

それから6ページの22条におきましては、苦情の対応等ということです。これは、先ほど来と同じように、各この事業を行うところにおいては、こういうことを義務化をしてきておりますし、市が入ってですね、指導、助言をした場合には、その指導、助言に従わなければならないということが定められております。

第2章から家庭的保育事業ということで定められておりまして、面積ですとか、こういう部屋が必要だというようなことが定められております。

それから、7ページの24条のところでございますが、ここに、第2項のところですね、家庭的保育者というものが出てまいります。これは、以後この言葉が出てまいりますのでここでちょっと御説明を申し上げますが、この家庭的保育者と言いますのは、市長が行う研修、これは市長が指定をいたします都道府県知事等が行う研修を含みますけれども、その研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するということでございます。(1)号では何を言ってるかと言いますと、保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者。これは当たり前で言えば当たり前ですが、第2号のところの、法第18条の5各号と言いますのは、これは禁固刑ですとか、成年被後見人等の規定でございまして、そういう者に該当をしていないかどうか。それから、法第34条の20第1項第4号につきましては、児童虐待を行ったことがある、そういうことの規定でございます。ですから、そういうものに該当しない者ということで家庭的保育者というものを定めております。

その下に25条、26条、27条につきましては、今後出てまいります小規模保育事業施設型、それから居宅型の保育事業、事業所内保育事業、全てにこれは共通する事項でございまして、保育時間が8時間であるとか、保育内容等について定めております。

第3章からの小規模保育事業のところでございますが、8ページに第2節のところA型、それから10ページの第3節でB型について規定をしております。このA型とB型につきましては、特に大きな違いと言いますのは、例えば30条、10ページの30条のところにあります職員でございますが、A型につきましては、これは全員が保育士でございます。B型につきましては、第32条の第2項のところでございますように、半数以上は保育士であるということでございます。施設的なものとかは変わりがなくてですね、そこに従事する保育士の割合によってA型かB型かということが分かります。

11ページにまいりまして、小規模保育事業C型と。これにつきましては、36条の利用定員のところを見ていただきますと、まず利用定員が、A型、B型とは違いまして6人から10人ということで大分小さくなります。

それから、その上の35条に書いてございますように、従事する職員につきましては、家庭的保育者ということで、先ほど申し上げました保育士又は保育士と同等以上の知識、経験を有すると認める者ということで、絶対保育士でなければならないという規定ではないということでございます。

それから、12ページの第4章居宅訪問型保育事業でございますが、これは、例えば38条の第1号にございますように、障害ですとか疾病等の程度を勘案いたしまして、集団の保育が非常に困難だろうと認められる乳幼児に対する保育等が該当いたしますけれども、その希望する児童の家に行ってですね、保育を行うというものでございます。

それから、13ページにまいりまして第5章でございますが、事業所内保育事業。こちらには、利用定員ということで43条に定めてございますが、利用定員数に応じまして乳幼児の、ゼロ歳、1歳でございますが、その枠が、定員枠っていうのが決まっております、例えば5人以下の利用定員枠であれば、1人は乳幼児はつかないといけないというような規準が定められているというものでございます。それから、市内におきましては、この事業所内保育と言いますのは、桔梗ヶ原病院において院内保育と言いまして、看護師さんですとか医師のお子さんをお預かりするという施設がございます。それから、南信ヤクルトさんのところで、やはり従業員のお子さんを預かるという施設はございますけれども、ここで言います事業所内保育事業と言いますのは、その関係者だけの子供さんだけではなくてですね、地域のお子さんもお預かりをすると、そういう施設であれば、この事業所内保育事業に該当してくるということになります。

最後、17ページになりますけれども、附則にまいります。この条例につきましては、先ほど申し上げております長いほうの法律でございますが、関係法令の整備に関する法律の施行日からということございまして、子ども・子育て支援法と多分同日の施行日になろうかと思っておりますが、その日からこの条例についても施行をしてみたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から御質問、御意見ございませんか。

○五味東条委員 事業所内保育っていうのがね、例えばどこの企業の例えば女子の若い人だとかね、採用しているところで、事業内の中に保母雇って、自分の社員にしてね、雇ってるというところがあるんですよね。その事業所内保育事業っていうことで、今はそこの従業員ではなくてもそこに入れるというようなことをおっしゃったんですけど、それでいいわけですか、解釈としては。

○こども課長 そうですね。都会ではですね、そういうところも使わないと、とても足りないということで。ただ、そこのところが従業員だけの施設だということになってしまうと、明確にしてですね、新制度に移行するっていうことはできないんですけども、そのほかに別に定員の枠を設けてですね、地域のお子さんも希望があれば受け入れますよということで待機児童対策になるということで。ですから、その場合には、ここにも書いてございますように、14ページのところにもありますが、施設としての設備を整えていただかないといけませんけれども、今はある程度認可外の保育所ということで預かっているということだと思いますけれども、今度は認可を受けなければなりませんので、市町村の。この基準さえ満たしていただいて、しかも自分たちの従業員だけじゃなくて、地域のお子さんもお預かりしていただけるということであれば、これに該当していくということでございます。

○永田公由委員 この利用者負担の金額ってものは、どうやって決められるわけ。

○**こども課長** 施設のほうで基本的には決めていただくこととなりますけども、公定価格っていうのが、やはり一番もとなる数字っていうのがありますので、それから逸脱しない程度の中で各事業所で決めるということになります。

○**副委員長** 食事については、必ずしもその施設の中で調理をしなくても、条件を満たした食事が提供されればいいという、そういうことですか。

○**こども課長** 基本的には、ずうっとそういう状態ではいけないということになっております。いついつまでには整備をするんだけど、その間はっていう条件つきであればいいということで定められております。

○**副委員長** 16条のところ、4ページのところのやつを読むと、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む、他の施設において調理する方法を含むというのにより行わなければならないっていうふうに書いてあるので、家庭的保育事業者のその施設でなくてもいいっていうふうに。

○**こども課長** うちの塩尻東保育園のようにですね、みどりの郷と一緒に兼ねてやっているっていうところはっていう意味ですね。ですから、外からの、全く外からつくって持ち込むっていうのではなくて、兼用しているような場合ですね。保育施設と例えば老人施設みたいな、そういう施設でつくったものを家庭的保育事業者のところを持って行くっていうことはオーケーですよという、そういう意味です。

○**副委員長** そうすると、基本的には、その家庭的保育を行っているその場所で調理をして子供たちに提供されるっていう、そういうことに読み取れる。この16条はそれを規定してるっていうことですか。

○**こども課長** そういうことです。

○**委員長** ちょっといいですか。先ほど説明された施設が複合型である場合、もう片方の社会福祉施設等が調理室で調理をしていいっていうようなことが、ここにどこか明確に書かれてるっていうことでしょうか。場所が、例えば離れているとだめだとかっていう。定められている場所、済みません、探しきれなかったです。どこでしょうか。

○**こども課長** 11条の他の社会福祉施設等と併せて設置するときの設備及び職員のところでございまして、ここに、家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員を兼ねることができる、ということ。ですから、施設が一緒でっていうのは、ここの11条の部分。

○**委員長** それを兼ねることができるというだけであって、例えば7ページの24条の職員の配置のところ、調理員を置かないことができるっていうところに、調理業務の全部を委託する場合っていう定めもあるんですけど。

○**こども課長** それは、人を兼ねるってことはできますよね、当然に。

○**委員長** 調理業務の全部を、だから、委託する場合は、調理員を置かなくていいっていうことは、そこに調理する施設や人がいなくてもいいっていうことだと。

○**永田公由委員** だで、施設をつくりなさいと。施設をつくって、例えば、ほかの会社に来て、そこでつくりなさいと。だで、外部でつくっちゃいけないってことだよ。あくまでもその設備をつくりなさいということ。

○**委員長** 業務を委託するっていうこと。

○**永田公由委員** 業務を委託すること、調理業務を委託することができるということだからさ。外部から運ぶ給

食じゃない。

○**こども課長** 食事の提供の特例につきまして17条、4ページの17条のところに書いてございますが、搬入するっていう場合ですね、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。ただ、この場合においても当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、調理等の調理設備。

17条の1号で、利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等において業務上必要となる注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていて、なおかつ、2番といたしまして、保育事業所等とその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われているという条件ができてですね、で、ちょっとお待ちください。

○**委員長** でも、読んでわかりました。ありがとうございます。

何が言いたかったって言うと、塩尻市は、きのうも給食の話が出たんですけど、保育園も小学校も中学校も自校給食ということをきっちり守って、食育ということに特に力を入れてやっていただいているのに、今回これが参入することによって、家庭的保育って、ましてや小さい子供たちの食事がいい加減になっちゃうのかなっていうのがちょっと気になったので、それを条例で定めてるのかなどかなと思って質問しました。そのあたりはかがお考えですか。

○**こども課長** この条例に定められていない部分についてですね、現状の、例えばゼロ歳から1歳、2歳の未満児と言われるところの保育の環境がですね、保育園ですとか、今ですと保育園ぐらいしかないんですけども、そこ以外ですね、預かってもらう場合の条件が、今、委員長さんおっしゃるように、今より悪化するっていうことが絶対ないようにですね、基準を定めてまいりたいというふうに考えております。

○**委員長** 悪化することのないように基準を定めていただきたいと思います。ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** それでは、質疑を終わります。

自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

自由討議を終わります。

討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第15号塩尻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第15号塩尻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

○委員長 議案第16号塩尻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましてを議題といたします。説明を求めます。

○子ども課長 それでは、最後に議案16号をお願いいたします。議案関係資料の18ページをお願いいたします。

この条例につきましては、児童福祉法の34条の8の2第1項の規定に基づきまして設置するものでございます。この放課後児童クラブのことでございますが、設置するに当たりましては、今までも放課後児童クラブガイドラインというものが国から示されておまして、開所日や児童の集団の規模、設備、それから施設、従事者等についても規定されておりました。児童福祉法の改正に伴いまして、今度小学校6年生まで対象学年が拡大されましたが、塩尻市におきましては本年度から既に拡大をして実施をしてきているところでございます。この最低基準のほかにはですね、今度、厚生労働省令で定められました基準というものが定められまして、そこに市町村条例で定めなければならないということによっておられますので、定めるということになったわけですが、基本的には国と同じ基準で定めてきております。

条例をちょっとごらんいただきますと、第2条で最低基準の目的、それから先ほどと同じように、第4条で最低基準の向上等について規定がございます。一般原則等を経まして、2ページの職員の一般要件、第8条でございますが、これにつきましても先ほどと同じように、現在とも同じですけれども、そういう訓練を受けた者ということによって定められております。

第11条のところに、放課後児童支援員ということございまして、昨日、児童厚生員ということでお話をさせていただきましたが、今後はこの放課後児童支援員という呼び名になりまして、そのほかにはですね、補助員といたしまして、第11条の第2項の下から2行目のところに書いてございますけれども、放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者ということになっております。この放課後児童支援員というのはどういう人かと言いますと、3ページの上の第3項に書いてございまして、次のいずれかに該当する者ということで、都道府県知事が行う研修を修了した者ということになっております。1号の保育士から8号の外国の大学云々というところまでございますが、ここまでは、今までの児童厚生員と同じ要件でございます。第9号、最後でございますが、この部分だけが新設されております。高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者ということございまして、こちらが新たに加わってきているものでございます。

それから、第4項、その次でございますが、この支援の単位、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、という後ですが、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とするというふうに定められております。塩尻市におきましては、この基準をオーバーする児童クラブといたしますが、広丘、塩尻、大門、この3つの児童クラブにおきましてこの数字を超えております。ただ、この集団の捉え方というのがですね、1施設でということではなくて、活動するグループの単位でという捉え方でも容認されるということございまして、当面は、児童クラブの中で、例えばAグループ、Bグループというように2つに分けてですね、例えばAグループはこの時間は遊戯室で体を動かして遊びましょうと。Bグループは図書館あるいはクラブ室で本を読んだり勉強しましょうというように分けてですね、活動を分けることによって行動ができるということであれば、それが40人以下の単位であれば、それでもよしということ考えております。ただ、それでもやはり分けたほうがよさそうだということであれば、

現在と同じようにですね、近隣の地区センターなどの公共施設を利用しながら活動するグループの人数がおおむね40人以下となるように、適正な規模で運営できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以下、第15条で運営規程、18条で先ほどから出ております苦情の処理等の関係が出ておまして、19条でございますが、開所時間と日数が出ております。小学校の授業の休業日については8時間、それから休業日以外の日は3時間の開所時間、それから年間の開所日数は250日以上ということでございますが、これらについても従来と変わるところは特にございません。

この条例につきましても、子ども・子育て支援法及びその関係法令の整備等に関する法律の施行日から施行することということでお願いをしております。説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から御意見、御質問ございませんでしょうか。

○副委員長 現在行われている放課後児童クラブの実情と合わせた形の条例になっている、内容になっているというふうに理解していいですかね。

○こども課長 はい、そのとおりでございます。

○委員長 それでは、質疑を終わります。

自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 自由討議を終わります。

討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第16号塩尻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第16号塩尻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。次に進みます。

---

### 議案第18号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○委員長 議案第18号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。説明を求めます。

○男女共同参画・人権課長 議案第18号人権擁護委員の候補者の推薦についてをお願いいたします。説明のほうは、議案関係資料のほうでお願いします。22ページをお開きください。

提案理由につきましては、人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

概要でございますが、10地区に1人ずつおります人権擁護委員、このうち、塩尻東地区の小島マキ子氏、高出地区の加藤忠重氏、洗馬地区の松川義英氏が、ことし12月31日で任期満了になることから、退任の申し出があったため、新たに塩尻市東地区の丸山典子氏、高出地区の山田仁志氏、洗馬地区の大井広志氏を適任者と認め、推薦をしたいものです。

略歴につきましては、23ページから25ページのとおりでございます。任期は、平成27年1月1日から2

9年12月31日までの3年間であります。推薦に当たりましては、各地区の区長会にお願いして候補者を選定いただきまして、適任者と認めたものでございます。以上ですが、よろしくお願ひいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。ありませんか。

済みません、じゃあ1つお願いします。女性の方が1人おやめになって男性が2人入って、また今回も。女性と男性はそれぞれ人数そのまま入れかわってるんですが、これは男女の構成比とか、決まりがあるんでしょうか。

○男女共同参画・人権課長 特に女性でなければいけないとか、男性でなければという決まりはございません。法務局としては、できるだけ女性の方をといるあれはありますけども、今回の場合は、1人と2人で同数でしたので今までの構成には変わりはありません。以上です。

○委員長 ちなみに、10人の構成はどうなってますか。

○男女共同参画・人権課長 5人5人で、半数ずつでございます。

○委員長 ありがとうございます。ほかにありませんでしょうか。

それでは、質疑を終わります。

自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 自由討議を終わります。

討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第18号人権擁護委員の候補者の推薦につきましても、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第18号人権擁護委員の候補者の推薦につきましても、全員一致をもって同意すべきものと決しました。次に進みます。

---

### 議案第23号 平成26年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中 歳出3款民生費、10款教育費

○委員長 平成26年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中、歳出3款民生費、10款教育費を議題といたします。説明を求めます。

○こども課長 それでは、一般会計補正予算の18、19ページをお願いいたします。

3款民生費2項児童福祉費2目児童運営費のうち、最初の白丸、保育所運営費、備品購入費683万2,000円を増額させていただきたいものであります。内容につきましては、北小野保育園の調理室の冷凍冷蔵庫が故障により使えなくなったことに伴いまして、税込みで83万円余で新規購入をさせていただくものでございます。それから、大雪時の初動体制を整えるためということで、市内の保育園に小型の除雪機を購入させていただくものでございます。本年の2月の大雪の際にも、福祉施設という位置づけの中で休園等にはできませんので、早朝から、また夜おそくまで保育士等による除雪作業を行ってまいりましたが、ほとんどが女性という職場環境でもございまして、除雪作業の負担軽減を図る上でも必要と考えております。なお、機械につきましては、女性でも

扱いやすい小型の除雪機でございまして、税込みで1台50万円のものを12台予定しております。市内に15園の公立保育園がございますけれども、今回の補正予算によりまして小中学校への整備もする予定でございまして、保育園が小中学校と隣接しているところは兼用で使わせていただくなどとし、3園については今回購入しないこととしたものでございます。以上です。

○**教育総務課長** それでは、続きましてその下の白丸、保育所施設改善事業でございます。営繕修繕費で90万7,000円の増額を計上するものでございます。こちらの内容につきましては、日の出保育園の2階の軒の裏に張ってある石こうボードがあるんですが、これが2月の大雪のときにですね、雪解け水の排水が順調にいかなくなりまして、天井裏に水が回ってしまいました。その結果、石こうボードがふやけた形になってしまって落ちてしまったということになっています。そのため、その軒裏の軒天の石こうボードの改修工事を行うものでございます。

○**こども課長** 続きまして、5目児童健全育成費、説明欄最初の白丸の児童館・児童クラブ運営費の中点、備品購入費50万円でございますが、児童館につきましては、先ほどと同じように除雪機を購入するものなんですが、市内に8館1分館ございますけれども、保育園と併設されていたり、それから小学校と近接している施設にあっては併用させていただくことといたしまして、単独で設置されていて駐車場が広い大門児童館のみ購入として整備をさせていただくこととしております。以上です。

○**福祉課長** 続きまして、3項生活保護費2目扶助費20節扶助費になります。生活保護扶助費、生活保護費は、生活保護法の一部が改正されまして、就労による自立の促進を図るため、安定した職業につき生活保護からの脱却を促すことを目的としました就労自立給付金が創設されました。これは、保護受給中の就労収入のうち、収入認定した金額の範囲内で改正法に定められた率の金額を、保護脱却後の生活支援と、再度保護に至ることを防止するための支援金として、保護廃止時に一括して支給しようとするもので、本年度、就労による生活保護からの自立世帯の目標世帯数を11と定めておりまして、この改正法ができるまでに既に2世帯が就労についておりますので、福祉課とすれば、あと9世帯を自立させていきたいというふうに考えておりまして、残り9世帯分の就労自立給付金を補正するものです。

○**教育総務課長** それでは、飛びまして教育費お願いいたします。補正予算書22、23ページからお願いいたします。それでは22ページ、10款教育費1項教育総務費2目事務局費でございます。白丸、スクールバス運行費の車両修繕料ということでございますが、これは、北小野で運行しておりますバスでございますけれども、車検に伴いましてエンジンの燃料噴射ポンプの不具合が指摘されまして、この修理に要した費用について増額補正をさせていただくものでございます。一応、車検のほうは6月だったんですけども、一応既決の予算の中で手当をさせていただきましたが、ほかの車両修繕、車検代等もございますので、その分を補正をさせていただくものでございます。

続きまして、2項小学校費1目学校管理費でございます。最初の白丸、小学校管理諸経費、備品購入費630万円でございます。こちらにつきましては、今年2月の大雪の状況を鑑みまして、除雪機がない学校、それから除雪機が老朽化している学校に、全部で7台の除雪機を配置するものでございます。こちらにつきましては、今までなかった学校につきましては5校、東小、西小、桔梗小、吉田小、片丘小、それから15年以上経過している洗馬小と木曾檜川小、それぞれに1台ずつ配備をするものでございます。こちらにつきましては、学校はやは

り敷地が非常に広い状況もございますので、1台おおむね90万円くらいの幅が90センチ幅でかけるような、ちょっと大きめのものを、一応今の時点は予定しております。

次の白丸、小学校施設改善事業の一般工事費で94万5,000円の補正でございます。こちらにつきましては、やはり2月の大雪で洗馬小の体育館の屋根に設置しておりました雪どめが、雪の量に耐え切れずに落ちてしまいました。その関係で、その修繕を行うものでございます。今回につきましては、若干雪どめの数をふやすなど、大雪への対応もするための工事を予定しております。

続きまして、ページめくっていただきまして24、25ページをお願いいたします。2目教育振興費でございます。こちらの白丸、教育振興諸経費で、全部で500万円の補正をお願いさせていただくものでございます。こちらにつきましては、平成26年の4月の16日にですね、三菱UFJ信託銀行より御連絡をいただいたんですけれども、東京で平成25年の12月の16日にお亡くなりになりました、菅原榮憲さんという方が、UFJ銀行に遺言を残していただいております。その中で、500万円を片丘小学校に図書購入として使っていただきたいと。その名前に、御自身の菅原文庫という名前をつけて子供に読書に親しんでいただきたいという遺言を残されたということでございます。歳入のほうでは、こちらのほうについては、ふるさと寄附金という形で処理をさせていただいておりますけれども、現在、片丘小とですね、この本の購入について協議をしておりますが、その本購入に当たっての経費ということで、その本のバーコードのシールですとか、ラベルですとか、あるいはゴム印等の購入という形の消耗品として23万円、あと、本棚、書架ですね。この教材備品購入費につきましては、書架を67万円で、あと本代ということで410万円を図書購入費に充てたいというものでございます。

続きまして、3項中学校費1目学校管理費でございます。最初の白丸、中学校管理諸経費につきまして309万1,000円の補正でございます。まず最初の黒ポツ、北信越・全国大会出場者記念品でございますけれども、これは、北信越大会あるいは全国大会等に参加した生徒の皆さんに図書券を激励金という形でお贈りしてございます。これにつきましては、夏季の中体連大会等ですね、82人のお子さんが出ていただいているという形になります。予算では31人分しか取ってございませんでしたので、大変に頑張っていただいた成果ということの中で、あと冬季の大会もございまして、それを見込んで18万8,000円の追加を補正させていただくものでございます。それから、備品購入費でございます。こちらにつきましては、小学校費と同様に除雪機がない学校、それから今あるんですけれども、いわゆる吹き上げて飛ばすタイプではなくて、押していくタイプのものがあるんですが、押していくタイプの学校につきましては、今回の2月のときの大雪ではもう全く刃が立たないということの中で、吹き上げ式のロータリー式のを、機に購入したいというものでございます。それにつきましては、今まで除雪機がなかった塩尻中学に1台、それから雪押しタイプでありました丘中と広陵中に1台ずつということで、3台を購入する予定でございます。それからもう1件、丘中のバレーボールの支柱が老朽化して、ちょっと壊れてしまいましたので、その追加購入という形で20万3,000円の補正をお願いしたいものでございます。

次の白丸、中学校施設改善事業でございます。一般工事でございますが、これも大雪の後始末でございますが、やはり広陵中学校の体育館で、2月の大雪でやはり雪どめが雪の量に耐え切れずに落ちてしまいました。その落ちた雪どめがですね、渡り廊下の上に落ちまして、渡り廊下の屋根も壊れてしまったという状況になっております。それにつきましては修繕をしたいという形の中で、ちょっとこちらについては若干先ほどの小学校よりも高額

ですが、621万円の補正をお願いしたいものでございます。

○平出博物館長 それでは、5項社会教育費の中の5目平出博物館費でございます。平出遺跡公園事業の中の備品修繕料17万5,000円をお願いするものです。除雪機のエンジンが破損したために、そのエンジンの修理代ということでございます。以上です。

○スポーツ振興課長 それでは、6項保健体育費2目体育施設費、体育施設管理運営事業のうちの管理用備品購入費48万6,000円ということでございますけれども、昭和61年ころ購入しましたスポーツ施設管理用の移送式の草刈り機が故障をいたしまして、もう30年ほど経過しておりまして部品等がなく、修理が不可能ということで、新規に購入したいものでございます。以上です。

○委員長 ありがとうございます。それでは質疑を行います。委員の皆様より御質問、御意見ございませんでしょうか。

○五味東条委員 除雪機を買うはいいけどね、例えばあれかね、保育園なんかは、これを誰が動かすわけですか。

○こども課長 保育士さんが動かしていただくようになります。

○五味東条委員 簡単に動かせる、女性で。

○こども課長 簡単な操作ができるっていうものを選びましたので。

○五味東条委員 小学校では、1台が90万の除雪機ですけど、結構大きなものでしょう。これはあれ、先生たちが動かすの。

○教育総務課長 はい、一応幅が90センチ幅のやつを今、想定しております。学校は男性職員おりますので、そちらの男性職員が頑張ってくださいというような形を想定しております。

○五味東条委員 ぜひなれていただいてね。なれない人が使うことだし、ましてや保育士さんなんかが使ったり、力もない人もいるだろうし、重いと思うで、気をつけて使ってもらいたいと思います。

○永田公由委員 寄附してくれた菅原榮憲さんという方は、どういう方ですか。

○教育総務課長 以前にですね、昔、無量寺のあたりにいた方だというような話です。ただ、御遺族は今、辰野のほうにいらっしゃるというふう聞いております。ですので、こちらの塩尻に直接係累の方はいらっしゃらないようです。一応、信託銀行の方のほうのお話ですと、辰野のほうに直接係累の方がいらっしゃるというお話です。

○永田公由委員 余分なことだけど、200万以上だか寄附すると、市長表彰の対象になるんだよね、たしか。この人は、そういうことは一切受けないということで寄附されてるわけ。

○教育総務課長 遺言によるものですので、そこら辺のところは、銀行筋からもどうこうということは聞いておりません。今後、お披露目をするかどうかという部分についてもですね、ちょっと学校とも相談という形のように。ただ、辰野からわざわざ来ていただくという形になりますので。なお、本につきましては、菅原文庫という別の部屋をつくるわけではなくてですね、今の図書館の中で、古い本や何かをできるだけ出していただいて、それと入れかえていくと。で、菅原文庫の本というステッカーというかゴム印を押していくという形の中で。結局、文庫という形をここだけにしてしまいますと、後の更新もできませんし、それから探すにもそこに行かないとだめだという形になってしまいますので。一連の、例えば社会科学とか、そういうところの中にもうまく混ぜ込むような形に。ただ、全集や何かのところは1つにまとま

と思うんですけども、そんなような形で考えております。

○副委員長 生活保護の扶助費のところの説明をしていただいたんですけども、就労自立給付金をつくるための補正予算っていうことなんでしょうかね。働くと、その分が収入認定されるんですが、その分、保護費を減らさずに積み立てておいて、それを、完全に自立できる状態になったときにまとめて渡すということ。今までは、収入認定されると、それが減らされただけでいっちゃったのが、そういう形で生かされるということですか。

○福祉課長 収入認定した分の法で定められました率、積み立てをする率っていうのが定められてるものですから、その率を掛けた分を数字で足して行って、実際にそこにお金があるわけじゃないものですから、足して行って、保護から脱却するときに、その数字で収入認定したものの掛けた率から出た分を足していった分だけ一時金として、保護を受けていて脱却した方にお支払いをするということです。

○副委員長 そうすると、今までと同じで、働いて得た収入の認定された分については保護費は減じられるという事は変わらないですか。

○福祉課長 そうです。

○副委員長 わかりました。

○委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終わります。

自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第23号平成26年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）中、歳出3款民生費、10款教育費は、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第23号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

---

#### 議案第25号 平成26年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○委員長 議案第25号平成26年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。説明を求めます。

○長寿課長 議案第25号介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、1ページからお願いをいたします。

第1条の1行にありますよう、歳入歳出それぞれ1億3,699万1,000円を追加いただきますよう、補正をお願いするものでございます。今回の補正は、25年度会計決算の確定に伴います前年度繰越金や国庫負担金等の償還に係る補正が主な内容となります。

それでは、わかりやすいよう歳入から御説明申し上げますので、7ページ、8ページをお願いします。7ページ、8ページです。歳入左7ページの7款1項1目1節の前年度繰越金の補正総額が1億3,600万円余となりますが、この補正総額を、右ページごらんいただきますと、サービス事業繰越金と保険事業繰越金の2つの科目に分けています。これは、25年度会計決算において御説明申し上げましたが、要支援1、2の方に対します介護予防給付のケアプラン作成に伴います収入があることから、特別会計の中でサービス事業勘定と保険事業勘定に区分けし経理を行っていることから、前年度繰越金をそれぞれの科目に振り分け、補正をお願いするものでございます。

その下の基金積立金利子は、歳出補正において基金の積み立てを行うことによる利子分の補正計上となります。歳入は以上です。

続きまして歳出につきまして、次のページをお願いします。歳出10ページ、最初の白丸、償還金は、支払基金交付金と国庫支出金につきまして25年度に概算交付で受けた額に対しまして、精算により償還が必要となりましたので、それぞれの科目ごとに補正をお願いするものでございます。

次の白丸、基金積立金の2つ目の黒ポツ、元金積立金は、歳入補正の前年度繰越金の保険事業繰越金の補正額から歳出補正の上段の償還金を差し引いた、保険事業勘定分の9,655万円余を元金として積み立て、その上の黒ポツの利子積立金を含めまして9,670万円余の基金の積み立てをお願いするものでございます。この積み立てによりまして、26年度末の基金積立金が、利子分の見込額を含めまして2億7,760万円余となります。

その下の7款予備費の補正は、歳入の前年度繰越金のサービス事業繰越金と同額を予備費に計上するもので、サービス事業勘定の剰余金を予備費として計上をお願いするものでございます。以上です。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。質疑を行います。委員の皆様から御意見、御質問ございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第25号平成26年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第25号平成26年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

### 陳情9月第1号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情

○委員長 次に、陳情の審査を行います。当委員会へ回付された陳情は、全部で1件であります。

陳情9月第1号について審査をいたします。事前に文書表が配付されていますので、朗読を省きたいがよろし

いでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは委員の方より質問、御意見、ございますでしょうか。

○五味東条委員 毎年出てることだしね、やっぱりそういうことで来てもいますし、採択ということはどうですか、と思いますが。

○委員長 採択という意見が出されていますが、当委員会の審査結果は採択ということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、陳情9月第1号私立高校に対する公費助成をお願いする陳情につきましては、全員一致をもちまして採択することに決しました。

意見書については、正副委員長にお任せ願いたいですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 では、そのようにさせていただきます。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件につきましての審査を終了といたします。

---

#### 閉会中の継続審査の申し出

○福祉事業部長 それでは、市議会閉会中の継続審査についてお願いいたします。議会閉会中におきましても、福祉、教育、生涯学習行政及び市民交流センターに関する事項について、継続して審議くださるようお願いいたします。

○委員長 ただいま、継続審査の申し出がありました。これにつきまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

理事者から挨拶があればお願いいたします。

---

#### 理事者挨拶

○副市長 2日間にわたりまして大変御熱心に討論いただきました。提出を申し上げました各議案について、可決すべきものという結論をいただきました。大変ありがとうございました。

なお、審査の中で大変貴重な御意見をいただきました。特に子育て支援とか給食とかですね、塩尻市の先進的に取り組んでまいりました施策についてもう少しPRすべきだというようなこと、それから、御審議をいただきました子ども・子育て新制度に関する件につきましても、これから制度的にですね、もう少し充実をしていかなければいけないということでございます。いただいた御意見を尊重しながら施策を進めてまいります。2日間にわたり、大変ありがとうございました。

○委員長 以上をもちまして、9月定例会福祉教育委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。ありがとうございます。

午後4時41分 閉会

平成26年度9月2日（火）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

塩尻市福祉教育委員会委員長 宮田 伸子 印